

鹿児島県の情報公開・個人情報保護制度

平成24年度の運用状況

平成26年 1 月

鹿児島県総務部学事法制課

第1	情報公開制度	
1	公文書開示制度の運用状況	
(1)	公文書の開示請求の処理状況	4
(2)	公文書の開示請求の実施機関別処理状況	7
(3)	公文書の開示請求の請求者別内訳	8
(4)	公文書の一部開示, 不開示及び却下に係る不開示事項別内訳	8
(5)	不服申立ての状況	9
2	情報提供の概要	
(1)	県政情報センターの利用状況	10
(2)	県政情報センターにおける行政資料の展示状況	10
(3)	県政情報センターにおける行政資料の貸出状況	12
第2	個人情報保護制度	
1	個人情報取扱事務の登録状況	14
2	保有個人情報の開示請求等の状況	
(1)	保有個人情報の開示請求の状況	15
(2)	保有個人情報の訂正請求の状況	16
(3)	保有個人情報の利用停止請求の状況	16
3	開示請求等の特例に係る開示申出(簡易開示)の状況	16
4	不服申立ての状況	17
	【資料】	
	簡易開示実施状況一覧	20
第3	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会	
1	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	24
2	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿	25
	【資料】	
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申	
	(答申第87号～答申第93号)	28
	(答申保第30号～答申保第35号)	77
	(答申意第9号)	108

第 1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

(1) 公文書の開示請求の処理状況

ア 相談の処理状況

平成24年度の相談件数は6,441件で、うち情報提供（県政情報センターにおいて、資料の紹介及び配布を行った件数）が2,302件、開示請求が4,139件でした。

開示請求を決定内訳に見ると、開示2,522件、一部開示1,513件、不開示39件、その他65件（取下げなど）で、開示率は99.0%となっています。

なお、昭和63年度の鹿児島県情報公開条例施行以来の開示請求件数は、15,232件、累計開示率は91.8%となりました。

$$\text{(注) 開示率} = \frac{\text{(開示)} + \text{(一部開示)}}{\text{(開示)} + \text{(一部開示)} + \text{(不開示)}} \times 100$$

平成24年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
6,441	2,302	4,139 (3,172)	2,522 (2,084)	1,513 (1,057)	39 (15)	65 (16)	取下げ 64(16)件 却下 1(0)件

(参考) 平成23年度の処理状況

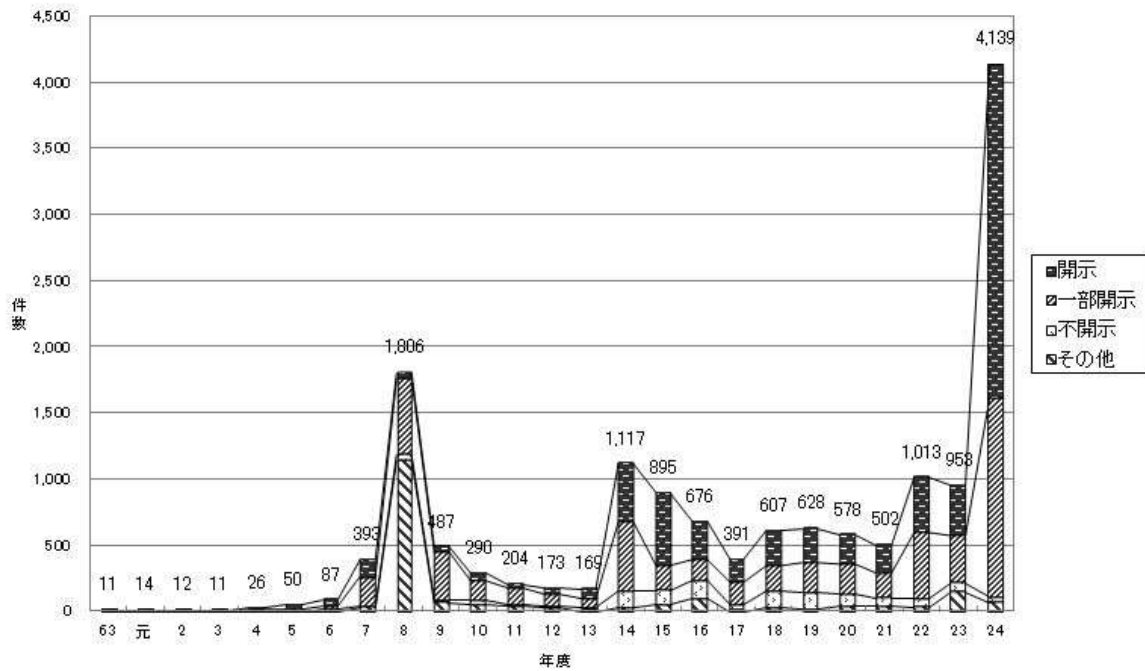
相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
2,380	1,427	953 (253)	386 (107)	354 (133)	69 (6)	144 (7)	取下げ 140(5)件 却下 4(2)件

昭和63年度から平成24年度までの累計処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
53,588	38,356	15,232 (6,793)	6,327 (3,159)	5,905 (2,895)	1,090 (345)	1,910 (394)	取下げ 474(120)件 却下 1,074(182)件 文書不存在 362(92)件

- (注) 1 () 書きは出先機関分で内数です。
 2 「情報提供」件数は、県政情報センターにおいて資料の紹介及び配布を行った件数です。
 3 「開示請求」件数は、受け付けた開示請求書に基づいて開示決定等の処理を行った件数であり、実際の開示請求書の枚数とは異なります。
 4 旧条例（昭和63年度～平成12年度）では、請求に係る公文書が存在しない場合、「文書不存在」として決定していました。

開示請求件数の推移



イ 開示請求書の到達方法

	窓口	郵送	F A X	電子メール	電子申請	計
人数 (人)	525	314	364	2,789	147	4,139
構成比率 (%)	12.7	7.6	8.8	67.4	3.5	100.0

ウ 請求内容の主な内訳

順位	請求内容	件数
1	建設工事入札執行関係書類 (工事費内訳表等)	3,054
2	県が所管する法人の財務諸表	612
3	法人設立申告書	42
4	食品衛生法に基づく要許可台帳一覧等	32
5	道路位置図・平面図	25
6	建築計画概要書	19
7	大規模小売店舗立地法に基づく届出書類	18
8	県政記者クラブに関連する書類	13
	公立学校教員等採用試験問題等	13
9	政治団体資金収支報告書添付書類	11
10	大規模養豚場整備計画に関連する書類	9

エ 公文書の開示請求から決定までの平均処理日数

	開示	一部開示	不開示	総平均
開示請求全体	64.8日	25.4日	23.7日	49.8日
うち建設工事入札執行関係書類を除く開示請求	16.9日	22.9日	23.4日	19.5日

オ 公文書の写しの交付状況

交付媒体		件数	枚数	費用
文書又は図面		3,940件	102,911枚	1,077,746円
電磁的記録	用紙に出力したもの	31件	272枚	2,720円
	CD	60件	63枚	2,252円
	小計	91件	—	4,972円
合計		4,031件	—	1,082,718円

(2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求件数	左の処理状況			
			開示	一部開示	不開示	その他
知 事	知事公室	3		2		1
	総務部	387	110	261	6	10
	企画部	11	2	7	1	1
	環境林務部	47	29	12	5	1
	保健福祉部	307	167	118	3	19
	商工労働水産部	35	26	6		3
	農政部	16	8	7		1
	土木部	64	54	5	1	4
	危機管理局	6	2	3	1	
	出納局	2		1		1
	鹿児島地域振興局	572	348	218		6
	南薩地域振興局	304	219	82	2	1
	北薩地域振興局	682	529	150	1	2
	始良・伊佐地域振興局	487	342	138	6	1
	大隅地域振興局	751	548	196	5	2
	熊毛支庁	127	27	99	1	
	大島支庁	248	71	173		4
	工業用水道部					
	計	4,049	2,482	1,478	32	57
議	会	8	1	6		1
教	育委員	34	19	7	3	5
選	挙管理	15	10	5		
人	事委員	4		3		1
監	査委員	1		1		
公	安委員	1		1		
警	察本部	21	7	10	3	1
労	働委員					
収	用委員					
海	区漁業					
内	水面漁					
県	立病院	2		2		
鹿	児島県	2	1		1	
鹿	児島県	2	2			
鹿	児島県					
合	計	4,139	2,522	1,513	39	65

注 その他は、開示請求の取下げ及び却下です。

(3) 公文書の開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地及び個人・法人等に区分すると、次のとおりです。

	県内			県外			計
		個人	法人等		個人	法人等	
人数 (人)	3,781	(2,647)	(1,134)	358	(77)	(281)	4,139
構成比率 (%)	91.4	(64.0)	(27.4)	8.6	(1.8)	(6.8)	100.0

(4) 公文書の一部開示、不開示及び却下に係る不開示事項別内訳

不開示事項の区分 (該当号)		件数	構成比率 (%)
一部 開 示 ・ 不 開 示	個人に関する情報 (第1号) (旧第2号)	253	11.2
	(うち存否応答拒否)	(3)	(0.1)
	法人等に関する情報 (第2号) (旧第3号)	718	31.8
	(うち存否応答拒否)	(3)	(0.1)
	法令秘情報 (第3号) (旧第1号)	3	0.1
	(うち存否応答拒否)	(2)	(0.1)
	公共の安全等に関する情報 (第4号) (旧第4号)	276	12.2
	審議, 検討等に関する情報 (第5号) (旧第6号)	1	0.05
	事務又は事業に関する情報 (第6号) (旧第8号)	840	37.2
	(うち存否応答拒否)	(1)	(0.05)
	国等協力関係情報 (旧第5号)		
	合議制機関情報 (旧第7号)		
	非公開条件情報 (旧第9号)		
	文書不存	167	7.4
却 下	適用除外 (30条)	1	0.05
	対象除外		
計		2,256	100.0
(参考) 一部開示・不開示・却下の決定件数		1,553	

(注) 1 平成13年4月1日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例第8条の適用を受けることから、同条各号による分類も併記しています。また、表中で2段になっている区分のうち、上段は条例第7条各号の不開示事項を、下段は上段に相当する旧条例第8条各号の不開示事項を表したものです。

2 一つの決定の中に複数の不開示事項が含まれることがあるため、不開示事項件数と決定件数は一致しません。

(5) 不服申立ての状況

平成24年度に行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は1件で、平成25年3月31日現在、処理中となっています。

また、条例施行以来、平成24年度までに不服申立てがなされた件数は、134件となりました。

ア 年次別不服申立て件数

(平成25年3月31日現在)

年 度	不服申立て 件 数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
昭和63年度～ 平成22年度	129	11	73	12	20	13	0
平成23年度	4	0	0	0	0	0	4
平成24年度	1	0	0	0	0	0	1
合 計	134	11	73	12	20	13	5

※ 「決定又は裁決」欄は、当該年度になされた不服申立て案件に対するそれぞれの対応を示しています。

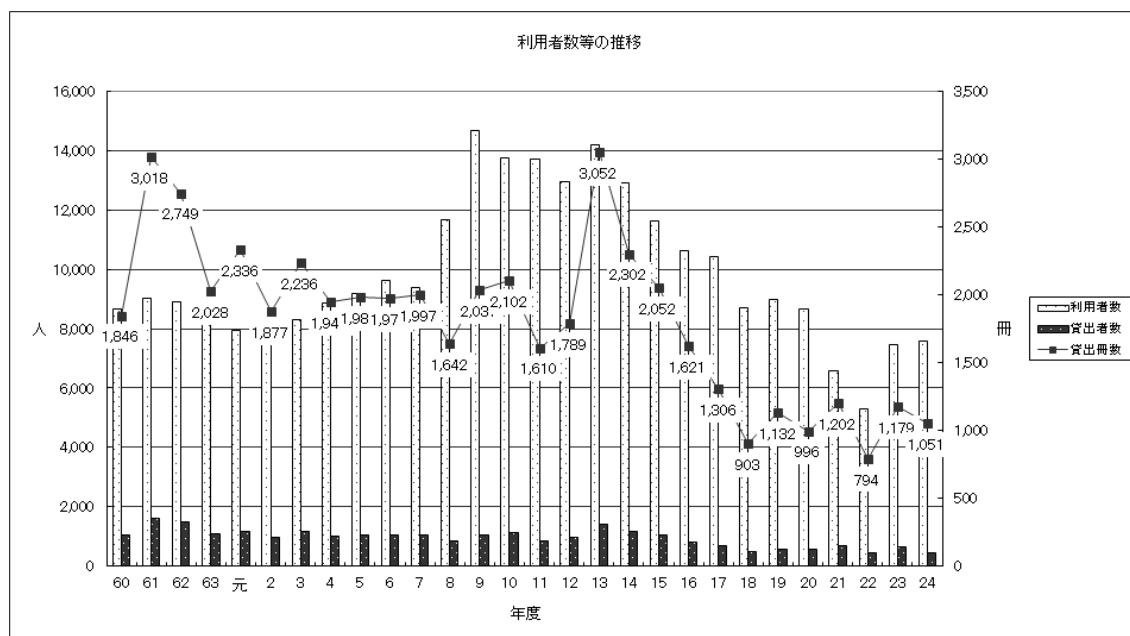
イ 不服申立ての概要（平成24年度の申立て案件に限る。）

番号	不 服 申 立 て 年 月 日	公文書の名称等	事 務 担 当 課	原 決 定 審 査 会				決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	答 申 内 容	
1	24.8.16	平成24年1月から3月までの鹿児島県下における月別、所属別の道路交通法違反逮捕状況が分かる資料及びその資料の根拠となる資料（鹿児島中央警察署のみ）	警察本部 交通指導課	24.8.1 一部開示	個人情報 公共安全等情 報	24.9.12 (諮問公第113号)		

2 情報提供の概要

(1) 県政情報センターの利用状況 (単位：人，冊)

利用者数	貸出者数		貸出冊数					
	一般	職員	一般	職員				
7,582	4,958	2,624	448	102	346	1,051	211	840



(2) 県政情報センターにおける行政資料の展示状況

ア 行政資料冊数

(単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	一般資料	鹿児島的一般資料	合計
冊数	719	32,351	4,195	11,258	3,017	1,246	2,191	1,309	56,286
構成比	1.3	57.5	7.5	20.0	5.4	2.2	3.8	2.3	100.0

イ 行政資料分類

分類区分	内容
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，要覧・便覧，予算書，決算書，事務事業概要書，手引，要綱，要領，例規集，基準，広報・広聴資料，議案書，議会会議録等
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，国政一般，地域政策，資源・エネルギー，都市計画，経済，情報・通信，産業一般，職員研修図書等
鹿児島的一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等

ウ 県政情報センターにて配布した主な資料

提供元	資料の名称
知事公室広報課	県政かわら版
共生・協働センター	共生・協働
企画部企画課	県勢概要
企画部統計課	鹿児島県毎月推計人口調査結果 平成22年度国勢調査 調査結果利用かんたんガイド 社会生活基本調査 生活行動に関する結果（鹿児島県の概要）
保健福祉部保健医療福祉課	保健福祉行政の概要
農政部農地整備課	新耕景創
県議会	かごしま県議会だより
教育委員会総務福利課	かごしまの教育
黎明館	黎明館案内資料

エ 県政情報センターにて紹介した主な資料

提供元	資料の名称
総務部人事課	鹿児島県職員録
総務部学事法制課	鹿児島県公報
総務部財政課	県議会定例会議案及び予算説明書
企画部統計課	鹿児島県統計年鑑
保健福祉部保健医療福祉課	医療法人事業報告書等 衛生統計年報
土木部監理課	土木工事標準歩掛 公共工事発注見通し公表資料
教育委員会教職員課	鹿児島県公立学校教職員選考試験問題
人事委員会	県職員採用試験問題
国立印刷局	官報
鹿児島県	鹿児島県史

(3) 県政情報センターにおける行政資料の貸出状況

ア 貸出冊数

(単位：冊, %)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等の資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	一般資料	鹿児島の一 般資料	合 計
冊 数	32	898	15	94	0	0	2	10	1,051
構成比	3.0	85.4	1.4	9.0	0	0	0.2	1.0	100.0

イ 貸出しが多い資料

順位	行 政 資 料 名	発 行 者	貸出回数
1	鹿児島県公報	学事法制課	528
2	法令全書	国立印刷局	53
3	県出資法人の事業計画及び決算書	鹿児島県	25
4	交通統計	鹿児島県警察本部	11
5	鹿児島農林水産統計年表	九州農政局統計部	10
	学校基本調査報告書	文部科学省生涯学習政策局 調査企画課	10
6	鹿児島県統計年鑑	統計課	9
7	鹿児島県市町村職員人事給与実態調査集 計表	市町村課	8
	特別委員会会議録	鹿児島県議会	8
8	鹿児島県林業統計	環境林務部	7
	鹿児島県史	鹿児島県	7
	鹿児島県議会定例会会議録	鹿児島県議会	7
9	桜島の火山活動と防災営農	農政課	6
	土地利用動向調査	地域政策課	6
	総務警察委員会会議録	鹿児島県議会	6
10	県民所得推計報告書	統計課	5

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

平成24年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1,472件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

また、平成25年2月から県ホームページに掲載しています。

平成24年度個人情報取扱事務の登録件数

(平成25年3月31日現在)

実施機関	事務登録数	事務区分及び件数				
		全庁 共通事務	出先機関 共通事務	所属固有事務		
				本庁	出先機関	
知事	知事公室	19	13	0	6	0
	総務部	177	15	17	120	25
	企画部	30	1	0	29	0
	環境林務部	100	2	12	76	10
	保健福祉部	341	3	98	219	21
	商工労働水産部	131	3	22	95	11
	農政部	142	1	44	90	7
	土木部	176	4	66	106	0
	危機管理局	13	0	1	12	0
	出納局	10	1	0	9	0
	鹿児島地域振興局	4	0	0	0	4
	南薩地域振興局	0	0	0	0	0
	北薩地域振興局	1	0	0	0	1
	始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
	大隅地域振興局	0	0	0	0	0
	熊毛支庁	0	0	0	0	0
	大島支庁	11	0	0	0	11
	工業用水道部	0	0	0	0	0
	計	1,156	43	260	762	91
議会	6	1	0	5	0	
教育委員会	118	14	40	61	3	
選挙管理委員会	18	0	0	18	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	5	1	0	4	0	
公安委員会	4	4	0	0	0	
警察本部長	141	13	55	73	0	
労働委員会	3	0	0	3	0	
収用委員会	7	0	0	7	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4	
合計	1,472	76	364	934	98	

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。（現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものも、この区分に該当します。）

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみで実施しているものを示します。

2 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

実施機関	請求 件数	左の処理状況				開示請求の 主な内容
		開示	一部開示	不開示	その他	
知事 公室	総務部	3	1	1	1	
	企画部					
	環境林務部					
	保健福祉部	6	2	3	1	苦情・相談関係
	商工労働水産部					
	農政部	2	1	1		
	土木部					
	危機管理局					
	出納局					
	鹿児島地域振興局					
	南薩地域振興局					
	北薩地域振興局					
	始良・伊佐地域振興局	2	1	1		
	大隅地域振興局	2		1		1
	熊毛支庁					
	大島支庁	1		1		
	工業用水道部					
計	16	5	8	1	2	
議会						
教育委員会	4	2	2			
選挙管理委員会						
人事委員会	5	5				試験結果
監査委員						
公安委員会						
警察本部長	37		27	6	4	苦情・相談関係
労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
県立病院事業管理者	2		2			
合計	64	12	39	7	6	

注 その他は、開示請求の取下げ及び却下です。

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

保有個人情報の訂正請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができるものです。

平成24年度の保有個人情報訂正請求の状況については、知事に1件の請求があり、不訂正の処理となっています。

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

保有個人情報の利用停止請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報が不適切に取り扱われていると認めるときには、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるものです。

平成24年度の保有個人情報利用停止請求は、ありませんでした。

3 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認のうえ、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、各種資格試験等の結果（得点、順位等）です。

平成24年度の簡易開示の処理状況は次のとおりです。

実施機関	試験数	受験者数	開示件数
知事	21試験	11,260人	183件
教育委員会	6試験	13,042人	4,512件
人事委員会	7試験	2,784人	212件
警察本部長	1試験	26人	2件
県立病院事業管理者	1試験	242人	0件
合計	36試験	27,354人	4,909件

4 不服申立ての状況

平成24年度に行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は6件で、平成25年3月31日現在、全て処理中となっています。

また、条例施行以来、平成24年度までに不服申立てがなされた件数は、58件となりました。

(1) 年次別不服申立て件数

(平成25年3月31日現在)

年 度	不服申立て 件 数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
平成15年度～ 平成21年度	40	1	33	1	4	1	0
平成22年度	6	2	0	0	0	0	4
平成23年度	6	0	0	4	0	0	2
平成24年度	6	0	0	0	0	0	6
合 計	58	3	33	5	4	1	12

※ 「決定又は裁決」欄は、当該年度になされた不服申立て案件に対するそれぞれの対応を示しています。

(2) 不服申立ての概要（平成24年度の申立て案件に限る。）

番号	不服申立て 年 月 日	保有個人情報の内容	事 務 担 当 課	原 決 定 審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決 定 状 況	理 由 諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日 答 申 内 容	
1	24.10.9	保有個人情報の開示請求 鹿児島県総務部学事法制課が保管する、平成〇年〇月〇日諮問第〇号の記録一切	総務部 学事法制課	24.8.6 一部開示	第三者情報 審議検討等 情報 事務事業情 報 24.10.15 (諮問保第50号)	
2	24.10.23	保有個人情報の開示請求 地域関係者とのカンファレンス実施の案内及び参加依頼 〇〇〇警察署からの問い合わせに対する回答 〇〇〇警察署作成の通報書 〇〇〇保健所作成の精神保健福祉相談記録と一般相談記録 〇〇〇町役場作成のあなたに関する記録	県立病院局 県立病院課	24.9.10 一部開示	本人等情報 第三者情報 事務事業情 報 24.11.19 (諮問保第51号)	
3	24.11.5	保有個人情報の開示請求 請求者本人の診療記録	県立病院局 県立病院課	24.9.11 一部開示	本人等情報 第三者情報 事務事業情 報 24.12.10 (諮問保第52号)	
4	24.11.15	保有個人情報の開示請求 農地整備課が保有する特定「公文書」中のあなたに関する全ての情報	農政部 農地整備課	24.9.28 一部開示	審議検討等 情報 事務事業情 報 24.12.12 (諮問保第53号)	

番号	不服申立て 年 月 日	保有個人情報の内容	事 務 担 当 課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決 定 状 況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	答 申 内 容	
5	24. 12. 5	保有個人情報の開示請求 平成〇年〇月〇日，平成〇年〇月〇日，平成〇年 〇月〇日に請求者が行った退院・処遇改善請求に係 る主治医の意見書，保護者の意見書及び精神医療審 査会から知事への審査結果の通知書	保健福祉部 障害福祉課	24. 10. 24 一部開示	本人等情報 第三者情報 審議検討等 情報 事務事業情 報	25. 1. 10 (諮問保第54号)		
6	25. 3. 5	保有個人情報の開示請求 請求者本人の診察記録	県立病院局 県立病院課	24. 12. 27 一部開示	本人等情報 第三者情報 公共安全等 情報事務事 業情報	25. 3. 19 (諮問保第55号)		

資 料

簡易開示実施状況一覽

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数 (人)	開示件数 (件)
			開始日	終了日		
12 鹿屋高等技術専門学校訓練生選考試験 委託訓練(パソコン・ビジネス科②) 委託訓練(介護・福祉科(デュアル)) 委託訓練(パソコン・ビジネス科③) 委託訓練(パソコン・実務科⑩) 委託訓練(介護・福祉科(介護職員基礎研修)) 委託訓練(経理事務パソコン科②) 委託訓練(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑫) 委託訓練(ITビジネス科②) 委託訓練(医療事務パソコン科) 推薦入校者(電気設備科) 委託訓練(パソコン・実務科⑩) 委託訓練(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑪) 推薦入校者(電気設備科) 一般入校者(電気設備科) 委託訓練(パソコン・ビジネス科①) 一般入校者(電気設備科・2次) 委託訓練(パソコン・実務科⑨) 委託訓練(介護職員養成科) 一般入校者(電気設備科2次2回目) 委託訓練(経理事務パソコン科③)	鹿屋高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	H24.5.8 H24.5.18 H24.6.7 H24.6.22 H24.7.10 H24.8.9 H24.8.30 H24.9.12 H24.9.27 H24.10.10 H24.10.11 H24.10.26 H24.11.9 H24.11.12 H24.11.16 H24.11.16 H24.12.17 H24.12.17 H24.12.17 H24.12.4 H24.12.21 H25.1.18 H25.1.31 H25.2.4 H25.2.14	H24.6.7 H24.6.18 H24.7.6 H24.7.23 H24.8.9 H24.9.10 H24.10.1 H24.10.11 H24.10.26 H24.11.9 H24.11.12 H24.12.10 H24.12.17 H24.12.17 H25.1.4 H25.1.21 H25.2.18 H25.2.28 H25.3.4 H25.3.13	47 18 35 34 41 30 21 18 26 11 23 31 11 5 37 4 31 28 2 27	1 0 0 0 3 0 0 1 0 0 0 0 0 0 2 0 0 1 0 0
13 鹿児島障害者職業能力開発校訓練生選考試験 委託訓練(薩摩川内市 OA実務科) 委託訓練(鹿児島市 総合実務科) 委託訓練(鹿児島市 OA事務科) 委託訓練(始良市 介護福祉科) 委託訓練(始良市 OA事務科) 委託訓練(鹿屋市 OA事務科) 委託訓練(鹿屋市 総合実務科) 委託訓練(奄美市 OA事務科) 委託訓練(始良市 販売・サービス科) 新卒のみ 委託訓練(始良市 OA事務科) 委託訓練(薩摩川内市 OA事務科) 委託訓練(鹿屋市 総合実務科) 委託訓練(鹿屋市 介護福祉科) 委託訓練(鹿屋市 OA事務科) 委託訓練(鹿児島市 介護福祉科) 委託訓練(鹿児島市 OA事務科) 新卒・一般 委託訓練(鹿児島市 総合実務科) 新卒・一般(二次) 追加	鹿児島障害者職業能力開発校	教科別得点及び総合得点	H24.6.28 H24.7.18 H24.7.18 H24.7.20 H24.7.20 H24.7.26 H24.7.26 H24.8.24 H24.10.11 H24.10.16 H24.11.5 H24.11.20 H24.11.29 H24.11.29 H24.11.29 H24.11.30 H24.11.30 H24.12.21 H24.12.27 H25.3.14 H25.3.22	H24.7.30 H24.8.17 H24.8.17 H24.8.20 H24.8.20 H24.8.27 H24.8.27 H24.9.24 H24.11.12 H24.11.15 H24.12.4 H24.12.19 H24.12.28 H24.12.28 H24.12.28 H25.1.4 H25.1.4 H25.1.21 H25.1.28 H25.4.15 H25.4.22	8 5 15 11 13 11 5 12 4 22 13 5 6 11 8 8 11 54 3 25 6	0 0
14 狩猟免許試験 (第1回) (第2回)	環境林務部自然保護課	知識試験の得点、技能試験の減点及び適性試験の適否	H24.7.29 H24.9.2	H24.8.28 H24.10.1	199 156	1 5
15 鹿児島県職員採用選考試験 福祉専門職員(第1次)、工業技師(1回目、第1次) 獣医師、薬剤師、原子力技術職員(いずれも1回目) 福祉専門職員(第2次)、工業技師(1回目、第2次) 工業技師(2回目、第1次) 獣医師、薬剤師、原子力技術職員(いずれも2回目)、 工業技師(2回目、第2次)	総務部人事課	総合得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	H24.7.12 H24.7.25 H24.8.22 H24.12.10 H24.12.25	H24.8.13 H24.8.24 H24.9.21 H25.1.9 H25.1.24	50 28 22 12 21	0 0 0 0 0
16 鹿児島県立農業大学校養成部門及び研究部門 養成部門 入学試験 養成部門 一般入試2次募集 研究部門 1次入試	鹿児島県立農業大学校	面接、小論文を含む教科別得点及び総合得点	H24.12.19 H25.2.26 H24.12.7	H25.1.18 H25.3.25 H25.1.6	122 1 5	0 0 0
17 鹿児島県歯科技工士国家試験	保健福祉部保健医療福祉課	総得点	H25.3.14	H25.4.12	23	0
18 登録販売者試験	保健福祉部薬務課	総合得点及び科目別得点	H24.11.28	H24.12.27	362	10
19 鹿児島県立短期大学入学者選抜試験	鹿児島県立短期大学	総合得点及び順位	H24.5.1	H24.6.30	682	105
20 介護支援専門員実務研修受講試験	保健福祉部介護福祉課	総合得点及び分野別得点	H24.12.10	H25.1.10	2,787	6
21 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)基本研修(講義)筆記試験	保健福祉部介護福祉課	総得点	-	-	-	-
計 21 試験					11,260	183

【教育委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数 (人)	開示件数 (件)
			開始日	終了日		
1 鹿児島県公立学校教員選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H24.8.14 H24.10.12	H24.9.14 H24.11.12	2,802 455	333 66
2 鹿児島県立学校実習助手選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H24.8.14 H24.10.12	H24.9.14 H24.11.12	65 13	9 0
3 鹿児島県立学校船舶職員選考試験 (1次試験) (通信士)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H24.8.14 H24.11.14	H24.9.14 H24.12.14	3 1	0 0
4 鹿児島県立高等学校事務職員(図書館担当)選考試験	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	-	-	-	-
5 鹿児島県公立高等学校入学者選抜学力検査 (鹿児島水産高等学校) (上記以外)	教育庁高校教育課	県立高等学校の入学者選抜学力検査に係る教科別得点及び合計得点(傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点)	H25.2.2 H25.3.15	H25.3.1 H25.4.15	27 9,676	10 4,094
6 鹿児島県教育委員会職員採用選考試験(埋蔵文化財専門職)	教育庁総務福利課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	-	-	-	-
計 6 試験					13,042	4,512

【人事委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数 (人)	開示件数 (件)
			開始日	終了日		
1 鹿児島県職員採用上級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.7.6 H24.8.22	H24.8.6 H24.9.24	588 151	35 42
2 鹿児島県職員採用中級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.9.28 H24.11.14	H24.10.29 H24.12.13	424 102	11 24
3 鹿児島県職員採用初級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.9.28 H24.11.14	H24.10.29 H24.12.13	254 61	9 8
4 鹿児島県警察官A採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.6.29 H24.8.13	H24.7.30 H24.9.12	421 232	7 42
5 鹿児島県警察官B採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.11.2 H24.12.7	H24.12.3 H25.1.7	249 143	4 19
6 身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H24.11.9 H24.12.19	H24.12.10 H25.1.18	13 11	3 0
7 鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位	H24.7.27 H24.9.12	H24.8.27 H24.10.11	117 18	4 4
計 7 試験					2,784	212

【警察本部長】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数 (人)	開示件数 (件)
			開始日	終了日		
1 鹿児島県警察職員(技術職員)採用試験 (1次試験) (2次試験)	警察本部警務部警務課	総合得点及び総合順位	H24.8.10 H24.10.19	H24.9.10 H24.11.19	19 7	0 2
計 1 試験					26	2

【県立病院事業管理者】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数 (人)	開示件数 (件)
			開始日	終了日		
1 鹿児島県県立病院局職員採用選考試験 (看護技師 1次) (看護技師 2次) (看護技師・臨床検査技師・診療放射線技師 1次) (看護技師・臨床検査技師・診療放射線技師 2次)	県立病院局県立病院課	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	H24.7.18 H24.8.23 H24.12.12 H25.1.25	H24.8.17 H24.9.22 H25.1.11 H25.2.24	81 73 49 39	0 0 0 0
計 1 試験					242	0

実施機関	試験数	受験者数(人)	開示件数(件)
知事	21	11,260	183
教育委員会	6	13,042	4,512
人事委員会	7	2,784	212
警察本部長	1	26	2
県立病院事業管理者	1	242	0
合計	36	27,354	4,909

第 3 鹿兒島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

平成24年度においては、14回開催し、不服申立て17件（併合後14件）、保有個人情報の利用・提供の制限の例外的取扱い1件についての審査を実施し、17件（併合後14件）について答申を行いました。

平成24年度情報公開・個人情報保護審査会

回	開催年月日	主な審議内容
67	24. 4. 25	諮問公第101・102号の審議 【答申案の検討】 諮問公第108号の審議 【委員の意見交換】 諮問保第39号の審議 【委員の意見交換】
68	24. 5. 16	諮問公第108号の審議 【答申案の検討】 諮問保第39号の審議 【委員の意見交換】 諮問保第34・35・37・38号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
69	24. 6. 16	諮問保第34・35・37・38号の審議 【実施機関の処分理由説明, 不服申立人の意見陳述, 委員の意見交換】
70	24. 7. 2	諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】 諮問保第34・35・37・38号の審議 【答申案の検討】
71	24. 7. 25	諮問公第104号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】 諮問保第36号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】 諮問保第45・46・47・48号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
72	24. 9. 5	諮問公第105・106号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】 諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】
73	24. 10. 3	諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】
74	24. 10. 24	諮問保第45・46・47・48号の審議 【不服申立人の意見陳述, 委員の意見交換】
75	24. 11. 29	諮問保第45・46・47・48号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】 諮問保第36・公・104・105・106号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】
76	25. 1. 9	保有個人情報の利用・提供の制限の例外的取扱いについての審議 【担当課の説明, 委員の意見交換】 諮問保第36・公104・105・106号の審議 【答申案の検討】
77	25. 1. 17	諮問保第45・46・47・48号の審議 【答申案の検討】 諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】
78	25. 2. 6	諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】
79	25. 2. 20	諮問公第109号の審議 【委員の意見交換】
80	25. 3. 27	諮問公第109号の審議 【答申案の検討】

※ 諮問保第45・46・47・48号は、併合して審査・答申した。

2 情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成25年3月31日現在

【五十音順】

氏名	役職名	備考
泉 健子	大学名誉教授	会長
西 みやび	会社役員	
野田 健太郎	弁護士	会長職務代理者
萩野 誠	大学教授	
増田 吉彦	医師	

※ 任期は3年間（平成24年12月1日から平成27年11月30日まで）

資 料

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申

(答申第87号～答申第93号)

(答申保第30号～答申保第35号)

(答申意第9号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成22年4月19日付けで「平成8年1月31日「指令第78号」〇〇町〇〇番街区市街地再開発事業の管理規約認可申請書、市長進達書、同認可通知書（伺い書）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年5月10日付け建第72-3号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年5月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「管理規約の認可について（伺い）の全面開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、「法令に基き提出された意見書についての協議部分が知事名公文書とともに欠けている。」というものである。

なお、当審査会は異議申立人に対し、実施機関から提出された処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めたが、提出がなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求において、「管理規約認可申請書、市長進達書、同認可通知書（伺い書）」と3つの公文書が記載されていたことから、伺い関係文書の中からこれらに該当する公文書を特定し、開示した。

(2) 「管理規約の認可について（伺い）の全面開示を求める」との異議申立ては、公文書開示請求にない内容に対するものであり、新たな請求であるとする。

- (3) 「法令に基づき提出された意見書についての協議部分が欠けている」とのことであるが、都市再開発法（以下「法」という。）にはそのような手続の規定はなく、したがって公文書も存在しない。
- (4) 対象公文書は平成13年4月1日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得したものであることから、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年3月28日鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）第8条の規定により、開示の適否を判断した。
- (5) 総会議事録における出席者名及び印影、管理規約の縦覧の通知における個人所有者、管理規約の縦覧者名及び住所、都市再開発法施行令（以下「令」という。）第49条に規定する意見書の提出者名及び住所、管理規約（案）に反対する意見書の提出者名は、特定の個人が識別されうる情報であり、旧条例第8条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも当たらない。
- (6) 管理規約認可申請書、管理規約縦覧公告及び縦覧の通知における〇〇町〇〇番街区市街地再開発組合（以下「組合」という。）及び同理事長の印影は、法人等の内部管理に属する事項で法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、旧条例第8条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも当たらない。
- (7) 管理規約認可申請書及び管理規約縦覧公告における組合及び同理事長の印影並びに総会議事録における出席者名及び印影は、開示することにより犯罪の予防及び公共の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、旧条例第8条第4号に該当する。
- (8) 令第49条に規定する意見書の提出者名及び住所、管理規約（案）に反対する意見書の提出者名及び印影は、法に基づく管理規約認可事務の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあり、旧条例第8条第8号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月6日	諮問を受けた。
10月29日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成23年11月4日	諮問の審議を行った。
11月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年3月21日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、平成8年1月31日付け指令建第78号で認可を受けた、〇〇町〇〇番街区市街地再開発事業の管理規約認可申請書、市長進達書及び認可通知書(伺い書)である。

実施機関は、平成8年1月24日付け管理規約認可申請書及び同添付書類、同日付け〇〇市長名の進達書並びに管理規約の認可に係る同日付けの起案文書及び同年1月31日付け指令建第78号(以下「本件開示文書」という。)を対象公文書として特定し、これらは平成13年4月1日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得したものであることから、旧条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する部分を除いて一部開示したとしている。

異議申立人は、法令の規定に基づき提出された意見書についての協議部分が知事名公文書とともに欠けているとして、「管理規約の認可について(伺い)」の全部の開示を求めていることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

イ 対象公文書の特定の妥当性について

(ア) 管理規約認可申請における意見書の扱い

当審査会で確認したところ、法第133条第1項において、市街地再開発組合は、都道府県知事の認可を受け、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について、管理規約を定めることができるとされている。

そして、令第48条において、法第133条第1項の規定により管理規約を定めようとするときは、市街地再開発組合は管理規約を2週間公衆の縦覧に供し、施設建築物又は施設建築敷地に関し権利を有する者等は、縦覧期間内に管理規約について市街地再開発組合に意見書を提出することができるかとされている。

また、令第49条において、市街地再開発組合が管理規約の認可を申請しようとするときは、提出された意見書の要旨を都道府県知事に提出しなければならないとされているのみで、市街地再開発組合が施行する都市再開発事業における管理規約の

認可に当たり，法上，知事に意見書についての協議を義務づける規定はなかった。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性

上記のとおり，市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業における管理規約の認可に当たり，法上，意見書についての協議を義務づける規定はなく，意見書についての協議部分及びそれに係る知事名公文書は存在しないとする実施機関の説明に，不自然，不合理な点は認められない。

また，実施機関は，公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」として「管理規約認可申請書，市長進達書，同認可通知書（伺い書）」と記載されていたことから，これらに該当するものとして本件開示文書を対象公文書として特定したと説明している。

当審査会において対象公文書を確認したところ，公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄に記載された内容と対応しており，実施機関の上記説明に不自然，不合理な点は認められない。

したがって，本件開示文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月1日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成18年5月11日の介護保険課・〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求1」という。）

イ 平成18年5月分の介護保険課・〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求2」という。）

ウ 平成19年1月18日の介護保険課・〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求3」という。）

エ 平成19年1月分の介護保険課・〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求4」という。）

これに対し実施機関は、平成21年6月29日付け介福第204号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月11日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、一部開示された公文書は真正書面ではない、また全部開示も真正書面ではないため、真正書面を開示し、公開するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1及び2について

(ア) 5月11日の超過勤務時間は午後5時30分から午後8時又は午後8時30分までとな

っている。既に開示された起案文における実地指導の時間帯は午後9時から午後12時までであり、超過勤務命令時間は午後5時30分から午後12時までであるはずである。

- (イ) 県は5月18日に実地指導をしたと主張しているが、超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿に存在しない。よって真正書面ではないため、真正書面の開示を求める。
- (ウ) 公務員の押印が当日のものではなく、真正書面ではないため、真正書面の開示を求める。
- (エ) 他に公文書が存在することは明らかである。

イ 開示請求3及び4について

- (ア) 平成19年1月18日は、午後9時30分から17時まで実地検査をしたこととなっているが、超過勤務はない、あるいは業務内容が指導監査事務ではない。よって1月分の超過勤務命令簿は真正書面ではなく、真正書面の開示を求める。
- (イ) 「非常勤であるから文書不存在である」とする県の説明は失当しており、文書不存在であるはずがない。開示する義務がある。
- (ウ) 「鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」で、非常勤職員の勤務時間は午前8時30分から午後4時までと明確に規定されており、平成19年1月18日の実地検査は仮に誤記入としても午後5時までであり、1時間の超過勤務は明確である。非常勤職員には超過勤務をさせないとする県の説明は虚言であり、開示された以外に公文書が存在していることに疑う余地もない。
- (エ) 県は、「〇〇」の開示請求について、勝手に開示請求内容を「〇〇」として公文書の特定作業を行い、架空の公務員を開示しているのであるから、他に文書が存在することは当然である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1及び2について

ア 請求に対応する公文書として、介護保険課職員の〇〇及び〇〇の「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（平成18年5月分）が該当し、全部開示とした。

イ 既に異議申立人に開示した起案文において、平成18年5月11日の実地指導の時間帯は、午後9時から午後12時までとなっているが、これについては、「午前」と記載するところを誤って「午後」と記載していたものである。

ウ 5月18日の実地指導については、異議申立人が行った別件の保有個人情報開示請求に係る異議申立てに対し棄却決定を行った決定書において、実地指導の実施日について「5月11日」と記載すべきところを誤って「5月18日」と記載したものであり、異議申立人に対して決定書の一部訂正を行っている。

エ 以上のことから、開示請求1及び2に対応する公文書は当該公文書以外にない。

(2) 開示請求3及び4について

ア 「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行った。

イ 介護保険課職員の〇〇, 〇〇, 〇〇及び〇〇については「超過勤務, 夜間勤務, 休日勤務命令簿」(平成19年1月分)が請求に対応する公文書に該当し, 全部開示とした。

ウ 非常勤職員取扱指針により, 非常勤職員には超過勤務はさせないものとされており, 非常勤職員である〇〇及び〇〇については, 請求に対応する公文書は取得, 作成していないため, 存在せず, 保有していないことから不開示とした。

エ 異議申立人が行った別件の公文書開示請求に対し開示した起案文において, 実地検査の時間について, 「午前」と記載すべきところを誤って「午後」と記載していたものであり, 真正の書面ではないとの異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は, 本件異議申立てについて, 以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月15日	諮問を受けた。
平成22年6月18日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し, 意見書の提出を求めた。
10月20日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月6日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年4月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求1及び2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求1及び2における請求内容は, 平成18年5月11日及び同年5月分の, 介護保険課(現在は介護福祉課)特定職員の超過勤務命令簿である。

実施機関は, 特定職員に係る平成18年5月分の「超過勤務, 夜間勤務, 休日勤務命令簿」(以下「開示文書1」という。)を対象公文書として特定し, 全部開示している。

異議申立人は, 別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では, 実地指導の時間は午後9時からとなっているが, 開示文書1において超過勤務時間が異なること, 県は5月18日に実地指導を行ったとしているが当日の超過勤務命令がないなどとして, 開示文書1は真正書面ではなく他に公文書が存在することは明らかであると主張していることから, 対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、上記起案文書において午前と午後の記載を誤った、また、異議申立人が別途行った異議申立てに対する決定書において実地指導日として記載した5月18日は5月11日の誤りであり、既に決定書の一部訂正を行っており、開示請求1及び2に対応する公文書は開示文書1以外にないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、平成18年度の介護保険課職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、特定職員に係る平成18年5月分の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿は、開示文書1以外に確認されなかった。

したがって、開示請求1及び2について、開示文書1を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3及び4について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求3及び4における請求内容は、平成19年1月18日及び平成19年1月分の介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の超過勤務命令簿である。

実施機関は、特定職員に係る平成19年1月分の「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（以下「開示文書2」という。）を対象公文書として特定し、全部開示したが、特定非常勤職員に係る公文書は保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では、実地検査の時間は17時までとなっているが、特定職員の超過勤務時間や内容が異なっており開示文書2は真正書面ではない、また、非常勤職員分について文書不存在であるはずがないと主張していることから、特定職員分については対象公文書特定の妥当性を、特定非常勤職員分については不存在を理由とする不開示の妥当性をそれぞれ検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について（特定職員分）

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、上記起案文書において午前と午後の記載を誤ったものであり、特定職員に係る開示請求3及び4に対応する公文書は開示文書2以外にないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、平成18年度の介護保険課職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、特定職員に係る平成19年1月分の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿は、開示文書2以外に確認されなかった。

したがって、特定職員に係る開示請求3及び4について、開示文書2を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について（特定非常勤職員分）

a 非常勤職員の勤務時間等

開示請求3及び4に係る特定非常勤職員は、介護保険報酬専門指導員であるが、介護福祉課が定める「介護保険報酬専門指導員の設置等に関する要綱」において、介護保険報酬専門指導員の1日の勤務時間は、「鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」第2条第1項に定めるところによるとされており、同項において、月曜日から金曜日までの各日の午前8時30分から午後4時までと定められている。

さらに、非常勤職員取扱指針において、非常勤職員には超過勤務はさせないものとするとしている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、非常勤職員には超過勤務はさせないとする県の説明は虚言であり、文書不存在ではないと主張している。

確かに異議申立人の主張のとおり、異議申立人が別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では、実地検査時間は17時までとなっており、一方、介護保険報酬専門指導員の勤務時間は、上記のとおり午後4時までとなっている。

このことについて実施機関に確認したところ、起案文書における時間は実地検査の予定時間を記載したものである、また、非常勤職員取扱指針で超過勤務をさせないこととなっており、非常勤職員には超過勤務は命じていないと説明する。

そこで、当審査会事務局職員に、介護福祉課執務室内及び文書庫内を確認させたところ、非常勤職員に係る平成19年1月分の超過勤務命令簿の存在は確認されず、保有していないとする実施機関の説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特定非常勤職員の超過勤務命令簿について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年5月28日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成18年5月11日に〇〇（以下「特定介護事業所」という。）に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求1-1」という。）

イ 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求1-2」という。）

ウ 総務課が取得・作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求2-1」という。）

エ 総務課が取得・作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求2-2」という。）

オ 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の，①実地指導復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求3-1」という。）

カ 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の，①実地検査復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求3-2」という。）

キ 総務課が取得・作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の，①実地指導復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求4-1」という。）

ク 総務課が取得・作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の，①実地検査復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求4-2」という。）

これに対し実施機関は、平成21年6月29日付け介福第203号で、公文書一部開示決定

(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

一部開示を取り消し、文書不存在ではないため文書不存在の不開示を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2について

- (ア) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても何ら支障はない。
- (イ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (ウ) 級区分は単なる数字、記号であり、不開示となるものではない。
- (エ) 金融機関、本支店名について、両方が不開示となる理由はない。また、口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店名のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。
- (オ) 異議申立て提起後の処分理由説明での「〇〇」としての対象公文書の特定作業は、行政不服審査法上の権利行使への侵害だ。
- (カ) 架空の存在である〇〇は、権利利益を十分に保護する必要はない。同じく、他の実名公務員の権利利益も保護する必要はない。

イ 開示請求3-1, 3-2, 4-1及び4-2について

- (ア) 平成18年度の出張復命書について、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄したとする県の説明は虚言であり、復元し、開示を要求する。
- (イ) 出退記録カード・タイムカードとは、いわゆる出勤簿のことで、時間外手当と結合するものであり、保存期間は3年である。超過勤務命令簿が存在していることから、出勤簿の存在を窺わせる特段の事情が認められることは明らかである。
- (ウ) 県は「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行う偽装行為を行っているが、架空の公務員でない「〇〇」の開示を要求する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求 1 - 1

ア 対象公文書の特定について

「外勤簿」を「旅行命令票」として公文書の特定作業を行い、平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課〇〇及び〇〇の旅行命令票を特定した。

イ 一部開示とした理由について

条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」には、個人に関する情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれ、旅行命令票の級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないためこれらを除き一部開示した。

(2) 開示請求 1 - 2

ア 対象公文書の特定について

「外勤簿」を「旅行命令票」として、また「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行い、平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇の旅行命令票を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(3) 開示請求 2 - 1

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(1)アと同様の公文書の特定作業を行い、(1)アと同一の公文書を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(4) 開示請求 2 - 2

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(2)アと同様の公文書の特定作業を行い、(2)アと同一の公文書を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(5) 開示請求 3-1

ア 対象公文書の特定について

「実地指導復命書」を「出張復命書」として公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

平成18年度の出張復命書は、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄しており、所有していないため不開示とした。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

異議申立人は、関係職員の出勤時間及び退庁時間を確認するために「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の開示請求を行ったものと考えられ、このような時間を記録した公文書は、取得、作成していない。

(6) 開示請求 3-2

ア 対象公文書の特定について

「実地検査復命書」を「出張復命書」として、「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

(7) 開示請求 4-1

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(5)アと同様の公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

(8) 開示請求 4-2

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(6)アと同様の公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月15日	諮問を受けた。
平成22年 7月14日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月20日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月 6日	諮問の審議を行った。
11月 4日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年 4月25日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもことから、審査会において次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2における請求内容は次のとおりである。

- ・開示請求1-1 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した、介護保険課（現在は介護福祉課）特定職員の外勤簿
- ・開示請求1-2 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した、介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の外勤簿
- ・開示請求2-1 総務課が取得、作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した、介護保険課特定職員の外勤簿
- ・開示請求2-2 総務課が取得、作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した、介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の外勤簿

実施機関は、開示請求1-1及び2-1については、平成18年5月11日分の特定職員の「旅行命令票」を、開示請求1-2及び2-2については、平成19年1月18日分の特定職員及び特定非常勤職員の「旅行命令票」を対象公文書として特定し、いずれも級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号（以下「本件不開示情報」という。）を、条例第7条第1号に該当するとして、一部開示したと

している。

異議申立人は、開示しても支障はないなどとして本件不開示情報の開示を求めていることから、条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(イ) 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 本件不開示情報の条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報の他にも、当該公務員の氏名等が記載されており、当該公務員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報を開示しても何ら支障はないと主張しているが、本件不開示情報は個人に関する情報であり、開示されている当該公務員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、当該公務員の氏名と本件不開示情報は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 本件不開示情報の条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求1-1、1-2、2-1及び2-2について、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2における請求内容は次のとおりである。

- ・開示請求3-1 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課特定職員の、①実地指導復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求3-2 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の、①実地検査復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求4-1 総務課が取得、作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課特定職員の、①実地指導復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求4-2 総務課が取得、作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の、①実地検査復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録

実施機関は、「実地指導復命書」及び「実地検査復命書」を「出張復命書」として、「総務課」を「介護保険課」として、「〇〇」を「〇〇」として対象公文書の特定を行い、出張復命書については保存期間を経過したため平成20年度に廃棄した、出退記録カード・タイムカード及び時間外通用門の出退記録については、取得、作成していないとして、開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2のいずれも不開示としたとしている。

異議申立人は、復命書の保存期間は経過していない、出退記録カード・タイムカードとは出勤簿のことであり出勤簿は存在するなど主張し、開示を求めていることから、対象公文書ごとに不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 出張復命書における不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関における公文書の保存期間の区分は、鹿児島県文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、同規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

実施機関は、平成18年度の出張復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年

度に廃棄したので存在しないと説明していることから、当審査会が事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成18年度の介護保険課の文書管理票は保有していないが、平成23年度の介護福祉課の文書管理票においても復命書の保存期間は1年であること、また、鹿児島県文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成18年度においても、平成23年度と同一であることが確認された。

したがって、平成18年度の出張復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における出張復命書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る出張復命書の存在は確認されなかった。

(ウ) 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」における不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人は、出退記録カード・タイムカードは出勤簿のことであると主張しているが、請求に係る公文書は、特定日の特定職員及び特定非常勤職員に係る「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」であり、実地指導等に関係した職員等の出勤及び退庁時間が記録された公文書に対する請求であると認められる。

また、実施機関における一般職の職員の服務に関し必要な事項を定めた鹿児島県職員服務規程において、出勤及び退庁時間を記録するよう定めた規定はなく、請求に係る公文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成22年7月27日付けで公文書開示請求を行った。開示請求内容を要約すると、次のとおりである。

鹿児島県を大株主とする〇〇（以下「特定法人」という。）が、〇〇の所有する〇〇市〇〇地内の山林に所有権移転請求権仮登記を済ませているが、これは、特定法人が当該地で大規模養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察している。

については、この件について特定法人が大株主である鹿児島県に行ったであろう説明及び伴う質疑応答の書類並びに県の判断を示す以下の書類の開示を求める。

ア 特定法人が当該地を進出候補地としたことの経緯と理由が分かる書類。また、とりわけ当該地でなければならぬとする特殊事情があるとすれば、その特殊事情が分かる書類

イ 県が、前記を了承したとすれば、その理由の分かる書類

ウ 特定法人の事業実施が現実となった場合、よって生ずるであろう広範、多岐に亘る企業公害に対し、県は株主として予め、特段の意見なり、要請を行ったか否かの分かる文書

エ 上記ア～ウについて原議書及び議事録

これに対し実施機関は、平成22年8月24日付け畜第539号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年9月28日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

- ア 仮に開示請求に係る公文書の存否が明らかとなっても、そのこと自体から特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるという事情は全く存在しない。
- イ 特定法人が大規模養豚事業に乗り出すことが明らかになることにより、具体的、現実的に特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益がどのような形で害されることとなるのか全く想定できないし、それをうかがわせるような事情も全くない。
- ウ 条例第10条の例外的規定としての趣旨を没却し、実施機関の恣意的判断により本来開示すべき情報を不開示とする結果を来すことは明らかである。
- エ 所有権移転請求権の仮登記が行われ、また環境影響評価が実施されていることから、特定法人が大規模養豚事業に乗り出そうとしていることは周知の事実として認識されているところであり、本件文書の存否自体が明らかになることにより初めて大規模養豚場計画と特定法人の関係が明らかになるかのような処分理由は前提事実を歪曲するものであって、それを前提とした本件処分の違法は明らかである。
- オ 実施機関は各情報ごとの検討を行うことなく、請求に係る公文書すべてについて一括して条例第10条を適用し、不開示としたと推測されるが、条例の解釈を誤った違法なものとしていることにおいて明白である。
- カ 特定法人は公益的企業であり、事業展開の在り方は県民にとって重大な利害関係事項であるから、一律に特定法人の不利益の名のもとに条例第10条を根拠に不開示とすることは許されない。
- キ 条例第7条第2号は、開示することにより、当該事業者の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められ、かつそのおそれの判断に当たっても、単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要と解すべきであり、本件処分は誤った見解、理解を前提としてなされたものとして、その意味においても違法な処分というべきである。
- ク 大規模養豚場整備計画と特定法人の関連の有無が特定法人の権利、競争上の地位その他の公正な利益を具体的、客観的に害することになるのかといった重要な点についての説明が皆目なされておらず、理由付記としては不十分と言わざるを得ない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示請求者は、特定法人が所有権移転請求権仮登記を行ったことについて、特定法人が当該地で大規模養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察し、開示請求を実施している。
- (2) 特定の法人の名を挙げてその法人が今後計画している事業内容が記録された文書の開示請求をしたもので、公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の規定により

不開示とされている情報である販売，営業等に関する情報（設備投資計画）を公にすることとなり，当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報であり，不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月26日	諮問を受けた。
12月21日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年1月7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し，意見書の提出を求めた。
3月2日	異議申立人から意見書を受理した。
12月21日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成24年2月16日	諮問の審議を行った。
4月25日	諮問の審議を行った。
5月16日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 判断の基準時について

条例第19条の規定により，異議申立てがなされた場合に実施機関が当審査会に諮問しなければならないこととされている趣旨は，行政処分の違法性を争う裁判手続と異なり，条例第7条で規定する不開示情報の該当性を実施機関が改めて判断する際の意見を求めているものと解される。

したがって，当審査会への諮問後に新たな事実状態等の変動があったときには，当初の処分時の事実状態等で判断しなければならない特段の事情がない限り，当審査会は，新たな事実状態等の変動も考慮して判断・審査できるものと考え，本件の審査に当たっては，答申時を基本として判断を行うこととした。

イ 本件開示請求について

本件開示請求は，特定法人が特定の地域に所有権移転請求権仮登記を行ったことについて，特定法人が同地域において養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察して，特定法人が同地域を養豚事業の候補地とした経緯と理由がわかる書類等の開示を求めるものである。

実施機関は，請求に係る公文書の存否を答えること自体が，条例第7条第2号で不開示とされている法人の販売，営業等に関する情報である特定法人の設備投資計画を開示することになるとして，条例第10条の規定に基づき，請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

異議申立人は，仮に公文書の存否が明らかとなっても，そのこと自体から特定法人

の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるという事情は全く存在しないなどとして本件処分の取り消しを求めている。

実施機関は、請求に係る公文書の存否を答えるだけで特定法人の設備投資計画の存否が明らかとなることから、公文書の存否を含めて不開示としなければ条例第7条第2号の不開示情報を開示することになると主張しているため、以下、公文書の存否を含めて不開示とするものの妥当性について検討する。

ウ 公文書の存否を含めて不開示とするものの妥当性について

(ア) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 条例第7条第2号

実施機関は、公文書の存否を答えることが条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなると説明しているが、同号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

(ウ) 処分の妥当性

特定法人と特定の地域における養豚事業との関わりについて、これまでの新聞記事並びに鹿児島県議会及び〇〇市議会の議事録で確認したところ、現時点においては、特定法人が特定地域における養豚事業に一定の関与を意図していることは明らかとなっていると認められる。現時点のそのような状況を踏まえると、異議申立人の推察を前提とした開示請求に対し、公文書の存否を答えただけでは特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため、条例第7条第2号アの不開示情報を開示することとはならないものと認められる。

したがって、請求に係る公文書の存否を答えることが、条例第7条第2号の不開示情報を開示することにはならないことから、条例第10条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否

を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月8日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成19年5月10日及び平成19年6月12日付けで〇〇の行政処分につき保健福祉部長〇〇宛てに書面（以下「申立て書面」という。）にて申し立てられたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面（以下「開示請求1」という。）

イ 平成19年6月11日に、介護保険課〇〇（以下「当該職員」という。）が、電話で「明日」一県民の住所地まで「出向いて説明をしたい」と決裁されたその一県民（以下「特定県民」という。）の住所地に出向くために発した復命書（以下「開示請求2」という。）

これに対し実施機関は、平成21年8月7日付け介福第287号で、公文書不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月29日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、開示するとの決定を求めるといふものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

当該職員は、申立て書面は「鹿児島県事務処理規則（以下「事務処理規則」という。）にある異議申立てであるのか」を異議申立人に2回確認し、異議申立人は、事務処理規則にある異議申立書であると回答している。事務処理規則にある異議申立ての決定

者は、決裁区分においては知事のみであり、決裁を下した知事の決裁印あるいは押印・署名等のある公文書がなければならない。

イ 開示請求2について

平成19年6月11日に当該職員が電話で「明日特定県民住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明しているのであり、復命書が存在していることは明らかである。出張復命書の保存期間は3年であるから十分に存在している。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1について

異議申立人が提出した申立て書面については、事務処理規則第5条第1項及び別表第1「31 その他の事務」(3)の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」で処理したため、「知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面」に対応する公文書は存在しない。

(2) 開示請求2について

当該職員は、平成19年6月12日に特定県民の住所地まで出張していないことから、出張復命書は作成していない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年11月2日	諮問を受けた。
平成22年12月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年2月2日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年7月25日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成25年1月9日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求1について

ケ 請求対象公文書

開示請求内容は、申立て書面に対し、知事本人が対応したことがわかる公文書であり、実施機関は、事務処理規則に基づき課長決裁で処理したため、知事本人が対応したことが分かる公文書は存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定者は知事のみである等として文書不存在ではないと主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

a 事務処理規則第5条及び別表第1

実施機関において、各課等で共通する事項の決裁区分については、事務処理規則第5条及び別表第1に規定されている。

同表において、「1 地方自治法の施行に関する事務の項「(14)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定（法231の3⑦，238の7①②③④，243の2⑥，244の4①②③④，255の2，255の3②③）」の欄（以下「1の項(14)の欄」という。）については知事決裁，「31 その他の事務」の項「(3)申請，通知，通報，報告，届出，経由，助言，勧告，催告，照会，回答等」の欄（以下「31の項(3)の欄」という。）については，専決事項として課長決裁とされている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定権者は知事のみであり，文書不存在ではないと主張している。

これは，事務処理規則別表第1「1の項(14)の欄」に該当し，知事決裁であるから文書不存在ではないとする主張だと思われる。

そこで，実施機関から申立て書面及びそれらに対する回答の起案の写しの提出を受け，当審査会において確認したところ，課長決裁となっていたことが確認された。

事務処理規則別表第1「1の項(14)の欄」は，地方自治法に基づく普通地方公共団体の歳入金に係る督促，滞納処分等に係る審査請求又は異議申立て等に対する措置の決定について知事決裁と規定するものである。申立て書面への対応は，地方自治法に基づく措置の決定に該当せず，同表「31の項(3)の欄」に基づき課長決裁により処理したため，請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然，不合理な点は認められない。

したがって，開示請求1について，不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

(ケ) 請求対象公文書

開示請求内容は，当該職員が，明日特定県民の住所地に出向くと架電したことに係る，特定県民の住所地まで出張するために発した復命書であり，実施機関は，同日は特定県民の住所地まで出張しておらず，当該公文書は作成していないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、復命書が存在していることは明らかであると主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

鹿児島県職員服務規程第18条第5項の規定により、職員は出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないとされている。

実施機関は、平成19年6月12日に当該職員は特定県民の住所地まで出張していないと説明していることから、当審査会が事務局職員に介護保険課の平成19年度の旅行命令票及び出張復命書を確認させたところ、該当する旅行命令票及び出張復命書の存在は確認できなかったため、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月17日付けで別表1のとおり公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月17日付け介福第298号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年11月5日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在及び一部開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1，2，7及び8について

(㏽) 鹿児島県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第18条の復命書は、鹿児島県文書規程（以下「文書規程」という。）第36条別表第3の「服務に関する文書」であり、保存期間は3年である。平成20年度には廃棄できない。

(㏽) 簡易復命書を認定したとしてもその保存期間は3年である。

(㏽) 明らかに県の説明に不自然、不合理な点が認められる。「復命書」が存在しなければならぬ。

イ 開示請求3について

(㏽) 開示しても特定の個人を識別することはできない。

(㏽) 条例第7条第1号ただし書に該当する。

- (ウ) ○○（以下「特定介護事業所」という。）は不利益処分に応じ、不正請求は既に公表されており、本件開示請求は、今後の聴聞に係る事務に何ら該当しない。
- (エ) 特定介護事業所は不正請求をしたのであり、条例第7条第6号の保護に値しない。
- (オ) 今後、相手方が守秘的な態度を示すなど率直な意見の聴取が困難になるとは詭弁である。

ウ 開示請求4について

- (ア) 辞令は通知書であり、雇用契約書とは相違する。偽造されていない雇用契約書の全部開示を要求する。
- (イ) 非常勤と県自ら断定した雇用契約書でなければ、全部開示ではない。

エ 開示請求5及び9について

- (ア) 氏名は開示しているのであり、住所・生年月日を不開示とする理由は見当たらない。
- (イ) 金融機関名か口座番号のいずれかを開示しても、個人の識別とはならない。
- (ウ) 住所、生年月日、口座振込先は本人の自筆でなく、受領印もないから個人の識別とはならない。
- (エ) 出勤簿、報酬内訳書は偽装であり、個人の権利利益を保護するに値しない。

オ 開示請求6について

- (ア) 「出勤命令簿」が「旅行命令票」でないのは明らかであり、服務規程にある別勤命令簿が同義である。
- (イ) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても、何ら支障はない。
- (ウ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (エ) 級区分は単なる数字・記号である。また、口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。

カ 開示請求10について

ファックスでの連絡を強要しているからには、特別に介護福祉課事業者指導係としての内規文書があるからである。よって公文書が存在しないはずがない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1, 2, 7及び8

ア 対象公文書の特定について

服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理していることから「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 不開示とした理由について

- (ア) 平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例（本庁用）において出張復命書は保存期間1年とされており、これは文書規程第36条別表第3では、「5年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当する。
- (イ) 平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄しており、所有していない。

(2) 開示請求3

ア 対象公文書の特定について

行政手続法第24条第1項で、聴聞の主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成することとされており、また、鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第19条第1項で、同法第24条第1項の調書は聴聞調書によると規定されていることから、平成19年4月17日付け「聴聞調書」を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

- (ア) 補佐人及び参考人の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから原則として不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。
- (イ) 聴聞は非公開で実施しており、聴聞における当事者、参加人、代理人、補佐人及び参考人の陳述に係る情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な態度を示すなど、率直な意見の聴取が困難になり、県の行う聴聞に係る事務の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

(3) 開示請求4

非常勤職員の委嘱については、人事発令等要領第2条に規定する発令形式により辞令の交付を行っていることから、特定非常勤職員の辞令の写しを対象公文書として特定し、全部開示とした。

(4) 開示請求5及び9

ア 対象公文書の特定について

「出勤簿」については、「平成18年度 出勤簿」を特定し全部開示とし、「非常勤給料の支払いが分かる給与明細又は、非常勤職員への給与支払簿」を「報酬支給内訳書」として公文書の特定作業を行い、「報酬支給内訳書」（平成19年1月分）及び「報酬支給内訳書」（平成19年3月分）を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

- (㍿) 条例第7条第1号には、情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。
- (㍾) 住所、生年月日及び口座振込先は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(5) 開示請求6

ア 対象公文書の特定について

特定介護事業所に対する平成19年1月18日の実地検査は、事業所までの距離により出張で行っており、出張は、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で旅行命令票によって行わなければならないと規定されていることから、「出勤命令簿」については「旅行命令票」として公文書の特定作業を行い、「旅行命令票」（平成19年1月18日）を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別、口座番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

(6) 開示請求10

情報公開に係る事務を適切に処理するために必要と認められる場合に文書による連絡を依頼しているものであり、「書面にて回答するよう求める規定」は、取得・作成していない。内規文書が必要とする異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月7日	諮問を受けた。
平成22年12月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年2月2日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年9月5日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成25年1月9日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり対象公文書の特定及び一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもことから、審査会において別表2のとおり整理し、それぞれの対象公文書特定の妥当性及び不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1, 2, 7及び8について

実施機関は、「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として公文書の特定を行い、保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したため保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、保存期間は3年であり、「復命書」は存在するなどとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間の区分は、文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、服務規程第18条第5項は、出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないと規定し、同条第6項は、簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定している。

実施機関は、同条第6項に基づく簿冊等による復命を簡易復命書として処理している、また、出張復命書及び簡易復命書は文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3) 軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当することから1年保存であり、平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したもので存在しないと説明している。

そこで、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成18年度の介護保険課（現在は介護福祉課）の文書管理票は保有していないが、平成24年度の介護福祉課の文書管理表においても復命書の保存期間は1年であること、また、文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成18年度においても、平成24年度と同一であることが確認された。

上記のとおり、服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書の保存期間も、同課の出張復命書と同一であったものと推測できる。

したがって、平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したもので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における復命書を確認させた

ところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る復命書の存在は確認されなかった。

したがって、開示請求1, 2, 7及び8について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3について

異議申立人は、条例第7条第1号ただし書に該当する、また同条第6号の保護に値しないなどとして本件不開示情報1及び2の開示を求めていることから、条例第7条第1号及び第6号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 本件不開示情報1の個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、補佐人及び参考人の住所、氏名が記載されており、当該住所と氏名は一体となって条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、本件不開示情報1は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

(イ) 本件不開示情報2の事務事業情報該当性について

a 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

b 条例第7条第6号該当性

対象公文書は，実施機関が介護保険法第84条第1項の規定に基づく不利益処分を行うにあたり，実施機関が行った聴聞の審理の経過を記載した調書であることから，本件不開示情報2は条例第7条第6号の「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

また，聴聞における当事者，参加人，代理人，補佐人及び参考人の陳述に係る情報が無制限に第三者に開示されることとなると，今後，同様の聴聞において，相手方が守秘的な態度を示すなど，率直な意見の聴取が困難になり，県の行う聴聞に係る事務の円滑な執行に支障を生じるおそれが生ずることは十分に予想される。

したがって，開示請求3について，本件不開示情報1を条例第7条第1号に，本件不開示情報2を同条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求4について

異議申立人は，辞令は通知書であり，雇用契約書とは相違するなどと主張していることから，対象公文書特定の妥当性について検討する。

開示請求4に係る特定非常勤職員は介護保険報酬専門指導員（以下「専門指導員」という。）であるが，介護福祉課が定める介護保険報酬専門指導員の設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条において，専門指導員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とされている。

また，要綱第6条において，「専門指導員の委嘱は，別紙様式による辞令を交付して行うものとする。」とされている。

さらに，実施機関が定める人事発令等要領（以下「要領」という。）第2条において，「人事異動に関する発令形式は，人事異動の種類に応じて別表第2に掲げる発令形式を用いるものとする。」と規定され，要領別表第2では非常勤職員の任命の発令形式が掲げられている。

そこで、当審査会で対象公文書を見分したところ、要綱の定める様式及び要領別表第2に掲げる非常勤職員の任命の発令形式によっていることが確認された。

したがって、開示請求4について、特定非常勤職員の辞令の写しを対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

エ 開示請求5及び9について

異議申立人は、不開示とする理由は見当たらないなどとして本件不開示情報3の開示を求めていることから、条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 条例第7条第1号

イ(ア)aと同じ

(イ) 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報3の他にも、特定非常勤職員の氏名等が記載されており、特定非常勤職員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、氏名が開示されており住所、生年月日を不開示とする理由は見当たらない、金融機関名か口座番号のいずれかを開示しても個人の識別とはならないと主張しているが、本件不開示情報3は個人に関する情報であり、開示されている特定非常勤職員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、特定非常勤職員の氏名と本件不開示情報3は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報3については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、本件不開示情報3は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求5及び9について、本件不開示情報3を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 開示請求6について

異議申立人は、請求した公文書は出勤命令簿であり、これは別勤命令簿が同義であ

るとして対象公文書の特定について異議を述べるとともに、開示しても支障はないなどとして本件不開示情報4の開示を求めていることから、対象公文書特定の妥当性及び条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 対象公文書特定の妥当性について

開示請求6に係る特定非常勤職員は専門指導員であるが、要綱第5条第3項において、専門指導員が業務のため旅行したときは、一般職の職員の旅費に相当する額を支給するとされている。

実施機関においては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例により、在勤公署から半径2km以上の地域への旅行は旅費の支給対象となり、旅費を支給する出張は旅行命令により行うこととされている。

さらに、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で、出張のための旅行命令は旅行命令票又は知事が別に定める様式で行うこととされている。

実施機関は、平成19年1月18日の特定介護事業所に対する実地検査は、特定介護事業所の距離から出張で行ったため、特定非常勤職員の同日旅行分の旅行命令票を対象公文書として特定したと説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められず、同文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(イ) 個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

イ(ア)aと同じ

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報4の他にも、特定非常勤職員の氏名等が記載されており、特定非常勤職員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報4を開示しても何ら支障はないなどと主張しているが、本件不開示情報4は個人に関する情報であり、開示されている特定非常勤職員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、特定非常勤職員の氏名と本件不開示情報は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報4については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の

内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報4は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求6について、本件不開示情報4を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 開示請求10について

異議申立人は、介護福祉課事業者指導係としての内規があり、存在しないはずがないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関は、情報公開に係る事務を適切に処理するために必要と認められる場合に文書による連絡を依頼しているものであり、内規文書が必要であるとする異議申立人の主張は当たらないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求10について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

番号	開示請求項目	請 求 内 容
1	開示請求 1	介護保険課が、特定介護事業所に対し、平成19年 2 月 28 日（水）に 実地検査するために発した復命書
2	開示請求 2	介護保険課が、特定介護事業所に対し、平成19年 3 月 5 日（月）に 実地検査するために発した復命書
3	開示請求 3	平成19年 4 月 17 日に、県庁内において、特定介護事業所の管理者○ ○に聴聞を実施した客観的事実の判明する、平成19年 4 月 17 日当日の その記録書・公文書
4	開示請求 4	非常勤職員○○，○○の雇用契約書
5	開示請求 5	平成19年 1 月 18 日及び 1 月分の○○，○○の非常勤たる出勤簿及び 出勤した日に対価として支払われた，非常勤給料の支払いが分かる給 与明細又は非常勤職員への給与受払簿
6	開示請求 6	非常勤職員○○，○○への介護保険課からの特定介護事業所に対す る平成19年 1 月 18 日の出勤命令簿
7	開示請求 7	平成19年 3 月 5 日の介護保険課○○，○○，○○，○○，○○への 特定介護事業所への復命書
8	開示請求 8	平成19年 3 月 5 日の非常勤職員○○への特定介護事業所への復命書
9	開示請求 9	平成19年 3 月 5 日の○○の非常勤たる出勤簿及び出勤した日に対価 として支払われた，非常勤給料の支払いが分かる給与明細又は非常勤 職員への給与受払簿
10	開示請求10	介護保険課・介護福祉課が開示請求者に対し、開示請求内容の補正 命令書以外に開示請求者に一方的にファックス又は手紙である書面に て回答するよう求める規定がある公文書

別表 2

番号	開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
1	開示請求 1, 2, 7 及び 8	1 介護保険課が特定介護事業所に平成19年 2月28日に実地検査するために発した出張復命書又は簡易復命書 2 介護保険課が特定介護事業所に平成19年 3月5日に実地検査するために発した出張復命書又は簡易復命書 7 平成19年 3月5日の介護保険課特定職員の特定介護事業所への出張復命書又は簡易復命書 8 平成19年 3月5日の特定非常勤職員の特定介護事業所への出張復命書又は簡易復命書	全て	不存在
2	開示請求 3	平成19年 4月17日付けの聴聞調書	本件不開示情報 1 ----- 補佐人及び参考人の住所, 氏名	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
			本件不開示情報 2 ----- 当事者, 参加人, 代理人, 補佐人及び参考人の陳述の要旨	条例第 7 条第 6 号 (事務又は事業に関する情報) に該当
3	開示請求 4	特定非常勤職員の辞令の写し	なし	—
4	開示請求 5 及び 9	特定非常勤職員の平成18年度の出勤簿	なし	—
		平成19年 1月及び 3月分の報酬支給内訳書	本件不開示情報 3 ----- 住所, 生年月日, 口座振込先	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
5	開示請求 6	特定非常勤職員の平成19年 1月18日旅行分の旅行命令票	本件不開示情報 4 ----- 級区分, 居住地, 金融機関本支店名, 預金種別及び口座番号	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
6	開示請求10	介護保険課, 介護福祉課が開示請求者に対し, 補正命令書以外に開示請求者に一方的にファックス又は手紙にて回答するよう求める規定	全て	不存在

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年8月31日付けで別表1のとおり開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年10月22日付け介福第412号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年11月18日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在及び一部開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

- (㍑) 9月11日へ訂正することを認めない。9月12日の復命書の開示を求める。
- (イ) 服務に関する文書であるから保存期間は3年で、廃棄できない。
- (㍑) 県が特定した簡易復命書は、特定作業の間違いを装っている。
- (㍑) 保存期間を過ぎて廃棄したにも関わらず、9月11日が誤りであることを県が指摘できたのは、9月12日の復命書が廃棄されず、少なくとも2通存在したものであり、故意に廃棄した以外の残りの1通の保存期間は3年で、開示できる。

イ 開示請求2について

- (㍑) 別勤命令簿の開示を要求する。
- (イ) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても、何ら支障はない。

- (ウ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (エ) 級区分は単なる数字・記号である。
- (オ) 口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店名のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。

ウ 開示請求3について

鹿児島県文書規程（以下「県文書規程」という。）と介護福祉課の文書規程は全く相違しており、独自に作成した裏の服務に関する文書が存在することは明らかである。

エ 開示請求4について

- (ア) 「その他」が何であるのかが規定されていないはずがなく、文書不存在ではない。
- (イ) 出張復命書は、県文書規程別表第3で3年保存の「服務に関する文書」と明確に特定されていながら、1年保存である「その他これらに類するもの」に格下げされているのであり、「その他」が詳細に定められている証明である。

オ 開示請求5について

エと同旨のほか、「その他」の詳細が判明しない限り、「軽易な報告書その他これらに類するもの」に該当すると断定できない。

カ 開示請求6について

全部開示ではなく、裏に管理される「職員の服務に関する内容」があることを露見している。

キ 開示請求7について

ウと同旨のほか、鹿児島県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第18条第6項は、いかなる理由によっても出張復命書は業務日誌、簿冊に代替することはできず、裏の服務に関する規程があればこそ本件では出張復命書を業務日誌に代替できたわけであるから、裏の復命書は存在する。

ク 開示請求8-1について

平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例（以下「平成19年度標準例」という。）には簡易復命書なる対象文書はどこにも見当たらない。不作為に対応する簡易復命書の別規程があるからである。

ケ 開示請求8-2について

平成19年度標準例はあくまでも例であって、規定そのものではなく、保存期間が全く相違する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求 1

ア 対象公文書の特定について

- (ア) 異議申立人に別途開示した文書における平成19年9月12日は同年9月11日の誤りである。
- (イ) 服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理している。
- (ウ) これらのことから「9月12日」を「9月11日」として、「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 不開示とした理由について

- (ア) 平成19年度標準例において出張復命書は保存期間1年とされており、これは県文書規程第36条別表第3では、「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当する。
- (イ) 平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、保存年限を経過したため平成21年度に廃棄しており、保有していない。

(2) 開示請求 2

ア 対象公文書の特定について

- (ア) 異議申立人に別途開示した文書における平成19年9月12日は同年9月11日の誤りである。
- (イ) ○○（以下「特定介護事業所」という。）に対する実地指導は、事業所までの距離に基づき出張により行っており、出張は、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1号で旅行命令票で行わなければならないとされている。
- (ウ) これらのことから、「9月12日」を「9月11日」として、「別勤命令簿」を「旅行命令票」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 一部開示とした理由について

- (ア) 条例第7条第1号には、情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。
- (イ) 級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 開示請求 3 及び 7

県文書規程に基づき事務処理を行っており、独自に作成した裏の服務に関する文書が存在することは明らかであるとする異議申立人の主張は当たらない。

(4) 開示請求 4 及び 5

- (ア) 平成19年度標準例には「その他」の文書の内容が詳細に定められてはおらず、「その他」が何であるか判明できる内容も含まれていない。
- (イ) 別に「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程、「その他」が何であるか判明できる公文書も作成、保有していない。
- (ウ) 各課固有の文書については、県文書規程別表第3によって保存期間を定めているが、別表第3の「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程、及び「その他」が何であるか判明できる公文書も作成、保有していない。

(5) 開示請求 6

実施機関の職員が職務上利用するため複写し保有していた服務規程を対応する公文書として特定し全部開示した。

(6) 開示請求 8 - 1

服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理していることから、実施機関の職員が職務上利用するため複写し保有していた服務規程を対応する公文書として特定し全部開示した。

(7) 開示請求 8 - 2

公文書の保存期間は、県文書規程別表第3に保存期間を定める基準が規定され、具体的な保存期間については各年度ごとに標準例が定められており、平成19年度標準例を請求に対応する公文書として特定し全部開示した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月18日	諮問を受けた。
平成23年 1 月27日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2 月 2 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4 月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年 9 月 5 日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成25年 1 月 9 日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり対象公文書の特定及び一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもあることから、審査会において別表2のとおり整理し、それぞれの対象公文書特定の妥当性及び不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1について

異議申立人は、9月12日の復命書の開示を求める、また、保存期間は3年であるなどとして開示を求めていることから不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間の区分は、県文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、服務規程第18条第5項は、出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないと規定し、同条第6項は、簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定している。

実施機関は、同項に基づく簿冊等による復命を簡易復命書として処理している、また、出張復命書及び簡易復命書は県文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当することから1年保存であり、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成21年度に廃棄したので存在しないと説明している。

そこで、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成19年度の介護保険課（現在は介護福祉課）の文書管理票は保有していないが、平成24年度の介護福祉課の文書管理表においても復命書の保存期間は1年であること、また、県文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成19年度においても、平成24年度と同一であることが確認された。

また、上記のとおり、服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書の保存期間も、同課の出張復命書と同一であったものと推測できる。

したがって、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成21年度に廃棄したので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における復命書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る復命書の存在は確認されな

かった。

したがって、開示請求1について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

異議申立人は、別勤命令簿の開示を求める、また開示しても支障はないなどと主張していることから、対象公文書特定の妥当性及び条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 対象公文書特定の妥当性について

実施機関においては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例により、在勤公署から半径2 km以上の地域への旅行は旅費の支給対象となり、旅費を支給する出張は旅行命令により行うこととされている。

さらに、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で、出張のための旅行命令は旅行命令票又は知事が別に定める様式で行うこととされている。

実施機関は、平成19年9月11日の特定介護事業所に対する実地指導は、特定介護事業所の距離から出張で行ったため、旅行命令票を対象公文書として特定したと説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報1の他にも、当該公務員の氏名等が記載されており、当該公務員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報1を開示しても何ら支障はないと主張しているが、本件不開示情報1は個人に関する情報であり、開示されている当該公務員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、当該公務員の氏名と本件不開示情報1は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報1は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求2について、旅行命令票を対象公文書として特定し、本件不開示情報1を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求3及び7について

異議申立人は、裏の服務に関する文書が存在することは明らかであるとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

平成19年度の復命書の保存期間に関して、服務に関する文書であり県文書規程別表第3により保存期間は3年である、また簿冊では代替できないとの異議申立人の主張に対し、実施機関が出張復命書及び簡易復命書は県文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当し、1年保存であると説明していることから、異議申立人は介護保険課、介護福祉課独自の裏の規程があるとして開示請求3及び7の請求を行ったものと思われる。

アのとおり、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は1年保存であるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、よって、県文書規程に基づいて事務処理を行っており裏の服務に関する文書は存在しないとする実施機関の説明にも不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求3及び7につき、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 開示請求4及び5について

異議申立人は文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間は、アのとおり、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

県文書規程別表第3において、保存期間ごとに対象となる文書を挙げているが、その中で「その他3年保存を必要と認めるもの」、「その他これらに類するもの」等の規定があり、本件は「その他」の内容を定めた公文書に対する請求である。

公文書の保存期間は、県文書規程別表第3に定める基準に基づき各課長が定めるものであり、県文書規程において、上記「その他」の内容を具体的には定めておらず、また、各課長が保存期間を定めるに当たって、あらかじめ「その他」の内容を定めておくとする規定もない。

また、県文書規程第30条第1項により、保存期間が1年未満であるものを除き、文書及び図画に係る公文書は文書管理表により分類し、及び管理しなければならないとされており、各課等における文書管理表の作成に資するため、学事法制課が毎年度、共通文書標準例及び文書分類別対象文書例を定め、公文書の分類、保存期間、対象文書例等を示しているが、これは県文書規程別表第3の「その他」に該当する文書が何であるかを定めたものではない。

したがって、開示請求4及び5に対応する文書は作成、保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 開示請求6について

異議申立人は、服務規程第10条及び第18条は努力規定でなければならないが努力規定になっていないなどとして、裏に管理される「職員の服務に関する内容」があると主張していることから、対象公文書特定の妥当性について検討する。

「職員の服務に関する内容」を定めた規程は、服務規程であるとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求6について、服務規程を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

カ 開示請求8-1について

異議申立人は、簡易復命書の別規程があるなどと主張していることから、対象公文

書特定の妥当性について検討する。

服務規程第18条第6項は、アのとおり簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、介護福祉課においては同項に基づく簿冊等による復命書を「簡易復命書」として処理していると説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求8-1について、服務規程を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

キ 開示請求8-2について

異議申立人は、平成19年度標準例はあくまでも例であって、規定そのものではないなどと主張していることから、対象公文書特定の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間は、アのとおり、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、エのとおり、各課等における文書管理表の作成に資するため、学事法制課が毎年度、共通文書標準例及び文書分類別対象文書例を定め、公文書の分類、保存期間、対象文書例等を示している。

そこで、当審査会で対象公文書を見分したところ、「復命書」の保存期間は1年とされ、対象文書例として「出張復命書」が挙げられていた。

また、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は、職員服務規程第18条第6項で簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書も、平成19年度標準例の「復命書」に該当すると説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求8-2は、簡易復命書の保存期間が判明する公文書に対する開示請求であることから、当該請求について、平成19年度標準例を特定した実施機関の判断は妥当である。

ク その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

番号	開示請求項目	請 求 内 容
1	開示請求 1	平成19年 9 月12日特定介護事業所に対して実地指導するために出張させた復命書
2	開示請求 2	平成19年 9 月12日特定介護事業所に対して実地指導するための庁外勤務させた別勤命令簿
3	開示請求 3	介護保険課・介護福祉課が、鹿児島県文書規程・学事法制課の保存期間基準から除外させた、復命書・別勤命令簿の保存期間が判明する裏の服務に関する規程の公文書または介護保険課・介護福祉課が独自に作成した裏の服務に関する公文書
4	開示請求 4	学事法制課による保存期間を定める基準の中で、① 1 年未満保存とするその他の文書、② 1 年保存とするその他、1 年保存を必要と認める文書、③ 3 年保存とするその他、3 年保存を必要と認める文書の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書
5	開示請求 5	介護保険課・介護福祉課で、① 1 年未満保存とするその他の文書、② 1 年保存とするその他、1 年保存を必要と認める文書、③ 3 年保存とするその他、3 年保存を必要と認める文書の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書
6	開示請求 6	人事課において、「職員の服務に関する内容」を詳細に定めた規程・詳細規程
7	開示請求 7	介護保険課・介護福祉課において、独自に「職員の服務に関する内容」を詳細に定めた裏の規程・詳細規程
8	開示請求 8 - 1	県文書規程の服務に関する内容の中で、出張復命書ではない簡易復命書の別規程がある服務に関する公文書
9	開示請求 8 - 2	県文書規程の服務に関する内容の中で、出張復命書ではない簡易復命書の別規程がある服務に関する公文書の保存期間が判明する公文書

別表 2

番号	開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
1	開示請求 1	平成19年 9 月11日の「出張復命書」又は「簡易復命書」	全て	不存在
2	開示請求 2	平成19年 9 月11日旅行分の特定介護事業所への旅行命令票	本件不開示情報 1 ----- 級区分, 居住地, 金融機関本支店名, 預金種別及び口座番号	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
3	開示請求 3 及び 7	3 介護保険課・介護福祉課が, 県文書規程の保存期間の基準から除外させた, 復命書・別勤命令簿の保存期間が判明する裏のサービスに関する規程又は介護保険課・介護福祉課が独自に作成した裏のサービスに関する公文書 7 介護保険課・介護福祉課が独自に「職員のサービスに関する内容」を詳細に定めた裏の規程・詳細規程	全て	不存在
4	開示請求 4 及び 5	4 学事法制課による保存期間を定める基準の中で, 「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか判明する公文書 5 介護保険課・介護福祉課で, 文書の保存期間について「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか判明する公文書	全て	不存在
5	開示請求 6	サービス規程	なし	—
6	開示請求 8 - 1	サービス規程	なし	—
7	開示請求 8 - 2	平成19年度標準例	なし	—

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」中の警察措置を行った時分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年4月30日付けで、「平成20年5月2日、〇〇に私が110番通報をした時の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年5月29日付け鹿地第237号で「平成20年5月2日、あなたが110番通報した内容を記録した「緊急通報処理票」中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月29日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成22年8月25日付け鹿地第338号で、当初不開示とした「受理者」中台番号について開示処分に変更した保有個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 〇〇（株）等の悪徳弁護士が私の個人情報を改ざん・捏造し、無断で悪用した上、私を商売に利用していた事実が判明した。一部警察職員を騙し、事件のみみ消しに利用していったため事件の解決が困難となり私は市民生活をおびやかされている。これは条例第13条第2号ただし書イ、ウの絶対的公開事由に該当する。

イ 警察職員の不法行為による被害は甚大なものがあり、ゼネコン絡みの犯罪捜査や市・県職員の汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべきなので条例第15条の裁量的開示にも該当する。

ウ 一警察職員の過失を追及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

審査請求人が平成20年5月2日に110番通報した事案が記載してある緊急通報処理票中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 「受理者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名
鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした氏名は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「指令時分」及び「所要時分」

「指令時分」は通信指令室が110番通報を受理後、管轄警察署に指令を行った時分、「所要時分」は指令後、警察官が現場に到着した時分であり、いずれも警察の体制、事件・事故の処理能力等に関する情報である。なお、警察が通報を受けてから警察官が到着するまでの所要時間は、いわゆる「レスポンス・タイム」と呼ばれている。

将来の犯罪の予防のため、レスポンス・タイム、交番の人員、警察署の当直態勢は公表していないところであるが、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになり、これらを先読みした犯罪に利用されるなど、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の予防、鎮圧を困難ならしめるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

ウ 「処理結果」

「処理結果」には、警察措置の内容及び警察措置を行った時分が記載されており、事件・事故等の擬律判断等に関する情報である。公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 8 月 19日	諮問を受けた。
10月 28日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月 12日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成22年 8 月 25日	諮問実施機関から一部変更した処分理由説明書を受理した。
平成24年 5 月 16日	諮問の審議を行った。
6 月 14日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から本件処分理由等を聴取) (審査請求人から意見を聴取)
6 月 25日	審査請求人から意見書を受理した。
7 月 2 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が平成20年5月2日に110番通報した事案が記載してある緊急通報処理票中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、「受理者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、また、「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」については条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するかどうか及び審査請求人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂

行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 「受理者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名の
条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、開示請求者以外
の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不
開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検
討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これ
を公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと
認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財
産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主
張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用さ
れるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名を条例
第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、
公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
があると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定
している。

諮問実施機関は、「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」について条例
第13条第5号に該当すると主張していることから、これらの該当性について検討
する。

(イ) 「指令時分」及び「所要時分」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集
積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになると説明して
いる。この説明は、いわゆるレスポンス・タイムに係る情報が集積されることを
前提としているが、本件処分で集積できる情報は審査請求人自身の事案に係る情
報に限定されており、開示しても直ちに警察の事案処理時間や処理能力が明らか
になるとまでは考えられない。

また、仮に警察のレスポンス・タイムを明らかにしようとする目的意識を持っ
た人物が110番通報をし、地域警察官が現場に到着するまでの時間を計測すれば、
同程度の情報を取得することが可能であると考えられる。

したがって、「指令時分」及び「所要時分」は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ウ) 「処理結果」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「処理結果」には、110番通報に対して行われた警察措置の内容を複数の選択肢から選択した項目及び警察措置を行った時分が記載されていて、これらは事件・事故等の擬律判断等に関する情報であり、開示すると将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると説明する。

諮問実施機関の説明は、警察措置の内容の部分については、相当の理由があると認められるが、警察措置を行った時分の内容を開示しても将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるとは考えられない。

したがって、「処理結果」のうち警察措置の内容の部分を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、警察措置を行った時分の内容は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

エ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

(ア) 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

審査請求人は、審査請求人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例であること。更に〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持上も多大な悪影響を及ぼすため条例第15条に該当」する旨を主張している。

しかしながら、上記イ、ウのとおり、「受理者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名及び「処理結果」のうち警察措置の内容の部分は、条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するものと認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年4月30日付けで、「平成20年5月2日、〇〇で110番通報を私がした後、作成された「応訴処理簿」及び「活動記録簿」と「応急事件処理簿」等の処理状況のわかる公文書の中の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年5月29日付け鹿地第238号で「平成20年5月2日、あなたが110番通報したことに係る「応訴処理簿」、「活動記録簿」及び「応急事件処理簿」等の中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月29日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 活動記録簿の内容は事実と相違している。一連の事件、110番通報後の処理は、全て〇〇交番で情報操作をさせ、事件化しないようにされてきた経緯がある。真実の解明と事件の解決のため、処分の取消しを求める。

イ 一警察職員の過失を迫及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

審査請求人が平成20年5月2日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした氏名及び印影は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「記事」

「記事」の不開示部分は、通信指令室が発した指令の一部である。当該不開示部分は、現場臨場する警察官に必要な初動措置、殉職・受傷事故防止等に関する情報を通話略語や略記号などで表現したものであり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報であることから、公にすることにより将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難ならしめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年8月19日	諮問を受けた。
10月28日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月12日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が

平成20年5月2日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」については条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、また、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部については、条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア） 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ） 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報について適用される場所、当該氏名をこれに該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

諮問実施機関は、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部について条例第13条第5号に該当すると主張していることから、同号の該当性について検討する。

(イ) 「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部の条例第13条第5号該当性

「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部は、現場臨場する警察官が現場の状況や、初動措置をイメージするために必要な情報であり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報である。

これを開示すると、将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難にし、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年11月16日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情相談等事案処理票の中の私に関する情報（平成20年12月11日～平成21年11月16日まで）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年12月15日付け鹿相第67号で「あなたが警察に相談した内容が記載された苦情相談等事案処理票の中のあなたに関する情報（平成20年12月11日～平成21年11月16日まで）」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成22年2月18日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第13条第2号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を除く」（絶対的公開事由）に該当する。

イ 公権力の濫用により、私と私の親族の人権、生存権は著しく侵害され、市民生活を脅かされていること、又ゼネコン絡みの強悪事件の犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例。又〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持においても多大な悪影響を及ぼすため条例第15条（裁量的開示）に該当する。

ウ 処分決定の前提としての行政庁の事実認定に誤りがあることを指摘したい。この場合、裁量権行使の前提を欠くため裁量権の踰越（逸脱）濫用に該当する。

エ 一警察職員の過失を追及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

審査請求人が警察に相談した内容が記載された「苦情相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報（平成20年12月11日から平成21年11月16日まで）

(2) 一部開示決定の理由

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした「受理者」及び「措置者」には警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名が記載されていることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月16日	諮問を受けた。
7月29日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月16日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が警察に相談した内容が記載された「苦情相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報（平成20年12月11日から平成21年11月16日まで）である。

実施機関は、「受理者」及び「措置者」のうち警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については、条例第13条第2号に規定する不開示情報に該

当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報に該当するかどうか及び審査請求人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア）条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ）警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

(ア) 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

審査請求人は、審査請求人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例。又〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持においても多大な悪影響を及ぼすため条例第15条に該当」する旨を主張している。

しかしながら、上記イのとおり、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は条例第13条第2号の不開示情報に該当するものと認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、緊急通報処理票に係る「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」中の警察措置を行った時分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年11月16日付けで、「私が平成20年11月17日、〇〇で110番通報した時の記録（平成20年11月17日午後11:00～11月18日午前1時頃）、緊急通報処理票及びその際2名警官が来た時作成された活動記録簿、応訴処理票、応急事件処理簿の中の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年12月15日付け鹿地第488号で「平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに係る緊急通報処理票及び活動記録簿中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）及び同日付け鹿地第489号で「平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに係る応訴処理簿及び応急事件処理簿の中のあなたに関する情報」につき、保有個人情報不開示決定を行った。

その後、本件処分を不服として、平成22年2月18日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成22年3月10日付け鹿地第92号で、当初開示とした活動記録簿中警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」について不開示処分に変更した保有個人情報一部開示決定を行い、更に、平成22年8月25日付け鹿地第340号で、当初不開示とした緊急通報処理票中「受理者」について開示処分に変更した保有個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている

審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第13条第2号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を除く」（絶対的公開事由）に該当する。

イ 公権力の濫用により、私と私の親族の人権、生存権は著しく侵害され、市民生活を脅かされていること、又ゼネコン絡みの強悪事件の犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例であること。更に〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持上も多大な悪影響を及ぼすため条例第15条（裁量的開示）に該当する。

ウ 処分決定の前提としての行政庁の事実認定に誤りがあることを指摘したい。この場合、裁量権行使の前提を欠くため裁量権の踰越（逸脱）濫用に該当する。

エ 一警察職員の過失を迫及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案が記載してある「緊急通報処理票」中の審査請求人に関する情報

イ 審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある「活動記録簿」中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 緊急通報処理票について

(ア) 「指令時分」及び「所要時分」

「指令時分」は通信指令室が110番通報を受理後、管轄警察署に指令を行った時分、「所要時分」は指令後、警察官が現場に到着した時分であり、いずれも警察の体制、事件・事故の処理能力等に関する情報である。なお、警察が通報を受けてから警察官が到着するまでの所要時間は、いわゆる「レスポンス・タイム」と呼ばれている。

将来の犯罪の予防のため、レスポンス・タイム、交番の人員、警察署の当直態勢は公表していないところであるが、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになり、これらを先読みした犯罪に利用されるなど、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の予防、鎮圧を困難ならしめるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

(イ) 「処理結果」

「処理結果」には、警察措置の内容及び警察措置を行った時分が記載されており、事件・事故等の擬律判断等に関する情報である。公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

イ 活動記録簿について

(ア) 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした氏名及び印影は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 「記事」

「記事」の不開示部分は、通信指令室が発した指令の一部である。当該不開示部分は、現場臨場する警察官に必要な初動措置、殉職・受傷事故防止等に関する情報を通話略語や略記号などで表現したものであり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報であることから、公にすることにより将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難ならしめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月16日	諮問を受けた。
7月29日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月16日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
8月25日	諮問実施機関から一部変更した処分理由説明書を受理した。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案が記載してある緊急通報処理票及び同事案に基づき通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報である。

実施機関はこれらのうち別紙の情報について条例第13条第2号又は第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するかどうか及び審査請求人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア） 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ） 活動記録簿中警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名及び印影については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用される所、当該氏名及び印影がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

諮問実施機関は、緊急通報処理票中「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」並びに活動記録簿の「記事」中通信指令室が発した指令の一部について条例第13条第5号に該当すると主張していることから、これらの該当性について検討する。

(イ) 緊急通報処理票中「指令時分」及び「所要時分」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになると説明している。この説明は、いわゆるレスポンス・タイムに係る情報が集積されることを前提としているが、本件処分で集積できる情報は審査請求人自身の事案に係る情報に限定されており、開示しても直ちに警察の事案処理時間や処理能力が明らかになるとまでは考えられない。

また、仮に警察のレスポンス・タイムを明らかにしようとする目的意識を持った人物が110番通報をし、地域警察官が現場に到着するまでの時間を計測すれば、同程度の情報を取得することが可能であると考えられる。

したがって、「指令時分」及び「所要時分」は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ロ) 緊急通報処理票中「処理結果」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「処理結果」には、110番通報に対して行われた警察措置の内容を複数の選択肢から選択した項目及び警察措置を行った時分が記載されていて、これらは事件・事故等の擬律判断等に関する情報であり、開示すると将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると説明する。

諮問実施機関の説明は、警察措置の内容の部分については、相当の理由があると認められるが、警察措置を行った時分の部分を開示しても将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるとは考えられない。

したがって、「処理結果」のうち警察措置の内容の部分を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、警察措置を行った時分の部分は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ハ) 活動記録簿の「記事」中通信指令室が発した指令の一部の条例第13条第5号該

当性

「記事」中の通信指令室が発した指令の一部は、現場臨場する警察官が現場の状況や、初動措置をイメージするために必要な情報であり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報である。

これを開示すると、将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難にし、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、「記事」中の通信指令室が発した指令の一部を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

（ア） 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

（イ） 条例第15条該当性

審査請求人は、審査請求人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例であること。更に〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持上も多大な悪影響を及ぼすため条例第15条に該当」する旨を主張している。

しかしながら、上記イ、ウのとおり、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」、 「処理結果」のうち警察措置の内容の部分並びに「記事」中の通信指令室が発した指令の一部は、条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するものと認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

実施機関が不開示とした部分及び不開示理由

開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
平成20年11月17日、審査請求人が110番通報したことに関する緊急通報処理票の中の審査請求人に関する情報	「指令時分」、 「所要時分」及び 「処理結果」	条例第13条第5号（公共安全等に関する情報）に該当 公にすることにより、犯罪の予防などその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
平成20年11月17日、審査請求人が110番通報したことに関する活動記録簿の中の審査請求人に関する情報	警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」	条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当 開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
	「記事」中の通信指令室が発した指令の一部	条例第13条第5号（公共安全等に関する情報）に該当 公にすることにより、犯罪の予防などその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を開示しないとした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年7月8日付けで次のとおり保有個人情報開示請求を行った。

ア 開示請求者が、平成19年5月10日及び平成19年6月12日付けで〇〇の行政処分につき保健福祉部長〇〇宛てに書面（以下「申立て書面」という。）にて申し立てたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、開示請求者に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面（以下「開示請求1」という。）

イ 平成19年6月11日に、介護保険課〇〇（以下「当該職員」という。）が、電話で「明日開示請求者住所地まで出向いて説明をしたい」と開示請求者に通知した、平成19年6月11日の開示請求者住所地に出向くために発した復命書（以下「開示請求2」という。）

これに対し、実施機関は、平成21年8月7日付け介福第288号で、保有個人情報不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月29日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

(イ) 当該職員は異議申立人に対して、申立て書面が地方自治法・行政法の趣旨に基づく異議申立てであるかの確認を行い、異議申立人はそのとおりである旨回答している。

当該職員のこの行為は、鹿児島県事務処理規則（以下「事務処理規則」という。）第5条第1項及び別表第1の「31 その他の事務」ではなく、同表の「1 地方自治法の施行に関する事務」の「(4)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」か、それに準用することへの確認であることから、専決ではなく、知事の決裁しかない。

(イ) 当該職員は、異議申立人に対して県庁介護保険課で説明を行った際、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明していることから、専決ではなく、知事決裁の文書を別途保管していることは明らかである。

イ 開示請求2について

平成19年6月11日に、当該職員から、異議申立人に「明日異議申立人住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明している。復命書においては、事後に作成するとは何ら記載がない。介護保険課長が「明日異議申立人住所地まで出向いて説明をしたい」との事前の復命書が存在する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 開示請求1について

申立て書面の内容を知事本人が把握し、異議申立人に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面に記載されている異議申立人に関する情報

イ 開示請求2について

当該職員が平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張し、その後に作成した出張復命書に記載されている異議申立人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求1について

異議申立人が提出した申立て書面については、事務処理規則第5条第1項及び別表第1「31 その他の事務」(3)の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理したため、「申立て書面の内容を知事本人が把握し、異議申立人に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面」は存在せず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたものである。

イ 開示請求2について

当該職員は、平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張していないことから出張復命書は作成しておらず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年11月 2 日	諮問を受けた。
12月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 1 月 8 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
2 月10日	審査請求人から意見書を受理した。
平成24年 7 月25日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成25年 1 月 9 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求 1 について

(ア) 本件対象保有個人情報

実施機関が特定したのは、異議申立人が提出した申立て書面について、知事本人が対応したことがわかる公文書中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、申立て書面については、事務処理規則の規定に基づき、専決事項として課長決裁により処理したため、知事本人が対応したことがわかる公文書は存在せず、したがって異議申立人に関する保有個人情報も存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定者は知事のみであるため、知事本人が対応したことがわかる公文書が存在しないはずがないと主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

a 事務処理規則第 5 条及び別表第 1

実施機関において、各課等で共通する事項の決裁区分については、事務処理規則第 5 条及び別表第 1 に規定されている。

同表において、「1 地方自治法の施行に関する事務」の項「(14)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定（法231の 3 ⑦, 238の 7 ①②③④, 243の 2 ⑥, 244の 4 ①②③④, 255の 2, 255の 3 ②③）」の欄（以下「1 の項(14)の欄」という。）については知事決裁、「31 その他の事務」の項「(3)申請、通知、通報、報告、届出、経由、助言、勧告、催告、照会、回答等」の欄（以下「31の項(3)の欄」という。）については、専決事項として課長決裁とされている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、実施機関が異議申立人に対して「申立て書面は地方自治法・行政法の趣旨に基づくものであるのか」確認した行為は、事務処理規則第 5 条別表第 1 「1 の項(14)の欄」に該当するか、又はそれに準用することへの確認であるから、文書不存在であるはずはないと主張する。

そこで、実施機関から申立て書面及びそれらに対する回答の起案の写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、課長決裁となっていたことが確認された。

事務処理規則別表第1「1の項(4)の欄」は、地方自治法に基づく普通地方公共団体の歳入金に係る督促、滞納処分等に係る審査請求又は異議申立て等に対する措置の決定について知事決裁と規定するものである。申立て書面への対応は、地方自治法に基づく措置の決定に該当せず、同表「31の項(3)の欄」に基づき課長決裁により処理したため、請求に係る公文書は存在しないことから、異議申立人に関する保有個人情報も存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求1について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

(ア) 本件対象保有個人情報

実施機関が特定したのは、当該職員が平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張し、その後作成した出張復命書に記載されている異議申立人に関する情報である。

実施機関は、平成19年6月12日は、異議申立人住所地まで出張していないことから当該公文書は作成しておらず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、平成19年6月11日に、当該職員は異議申立人に「明日異議申立人住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明しており、また、復命書は事後に作成するとは何ら記載がないため、介護保険課長が「明日異議申立人住所地まで出向いて説明をしたい」との事前の復命書が存在する、と主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

鹿児島県職員服務規程第18条第5項の規定により、職員は出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないとされている。

実施機関は、平成19年6月12日に当該職員は異議申立人住所地まで出張していないと説明していることから、当審査会が事務局職員に介護保険課の平成19年度の旅行命令票及び出張復命書を確認させたところ、該当する旅行命令票及び出張復命書の存在は確認できなかった。

このため、請求に係る公文書は存在せず、異議申立人に関する保有個人情報も存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申保第35号
平成25年1月21日
(諮問保第45～48号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について不存在を理由に不開示とした決定はこれを取り消し、実施機関が審査請求人の亡子の個人情報であると特定した保有個人情報を審査請求人自身の保有個人情報でもあるとして、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成23年5月2日付けで次のとおり審査請求人の亡くなった子である元鹿児島県警察職員〇〇（以下「亡子」という。）に関する保有個人情報開示請求を行った。

ア 諮問保第45号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関する「健康診断連絡簿」中の私の情報

イ 諮問保第46号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関し、出勤状況、代休、年休の取得状況を記載した「勤務記録簿」、超過勤務の状況を記載した「超過勤務等命令簿・夜間特殊業務作業実績簿」、外出、外泊の状況を記載した「旅行連絡簿」「旅行承認簿」の中の私に関する情報

ウ 諮問保第47号関係

平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間亡子が旅行命令された旅行に関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」中の私の情報

エ 諮問保第48号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月までの間、鹿児島県警察本部科学捜査研究所化学科が鑑定した件数、及び亡子が鑑定した件数、緊急鑑定した件数がわかる公文書並びに平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、亡子が〇〇大学において研修することになった経緯がわかる公文書中の私の情報

これに対し、実施機関は、平成23年5月30日付け鹿科第23号、同第24号、同第25号及び同第26号で保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成23年7月26日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員

会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、鹿児島県警察技術職員で研究のため〇〇大学に出向して平成〇年〇月〇日に自殺により死亡退職した亡子の父親であり、相続人である。

イ 審査請求人は、本件自殺の原因は亡子が所定の労働時間を大幅に超える超過勤務状態にあったこと及び上記大学職員による不適切な研究指導等により精神的に追い詰められたことにあるとして、地方公務員労働災害補償法に基づく公務災害認定申請と国家賠償請求訴訟を準備中である。

ウ 本件処分について、審査請求人が開示を求めたいと考えた情報は、亡子の生前の勤務状況や健康状態等に関するものである。

エ 条例第2条は、「個人情報」について「生存する個人に関する情報」とであると定義しているが、死者の個人情報であっても、それが請求者自身の個人情報であると考えられる場合には開示等の請求が認められると解されている。

オ 条例と同趣旨の法律である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」でも、条文上は「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定する一方、死者に関する情報が当該死者の遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象としている。

カ 死者の個人情報が同時に請求者自身の個人情報でも考えられる場合としては、①請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報（不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権を含む。）、②相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報（近親者固有の慰謝料請求権）が挙げられる。

キ これを本件処分についてみると、審査請求人は亡子の死亡が公務災害によるものと認定されれば、これについて遺族補償を受けうる「遺族」に該当する点で上記②に、亡子の死亡が公務員の加害行為によるものである場合には、亡子の国家賠償請求権を承継する相続人である点で上記①に、さらに、遺族固有の慰謝料請求権を有するという点で上記②にそれぞれ該当するから、その判断資料となるべき亡子の勤務状況や健康状態等に関する情報は、請求者である審査請求人自身の個人情報として、条例第11条に基づく開示の対象と認められる。

ク そうでなければ、公務員が同僚や上司による加害行為により死亡した案件について、遺族が国家賠償請求等を行うために、その実態を証する証拠資料となる死亡した公務員の保有個人情報を開示させる途が絶たれることになり、著しく正義に反することになる。

ケ 上述のとおり，対象公文書中の亡子に関する記載は審査請求人の個人情報でもありと評価できる場合なのであるから，亡子の情報は条例第11条第1項の「自己（審査請求人）を本人とする」保有個人情報であることは明らかである。

コ したがって，本件開示請求に関しては，不開示（不存在）と決定することは誤りであり，本件対象公文書中の亡子に関する記載を開示すべきである。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

実施機関は，開示請求内容に係る亡子の保有個人情報が記載された公文書をそれぞれ次のように対象公文書であると特定した。

ア 諮問保第45号関係

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の亡子に関する健康診断の「個人結果通知書」中の審査請求人に関する情報

イ 諮問保第46号関係

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の亡子に関し，出勤状況，代休，年休の取得状況を記載した「勤務記録簿」，超過勤務の状況を記載した「超過勤務等命令簿・夜間特殊業務作業実績簿」，外出，外泊の状況を記載した「旅行連絡簿」，「旅行承認簿」の中の審査請求人に関する情報

ウ 諮問保第47号関係

平成○年○月から平成○年○月までの間，亡子が旅行命令された旅行に関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」中の審査請求人に関する情報

エ 諮問保第48号関係

平成○年○月○日から平成○年○月までの間，鹿児島県警察本部科学捜査研究所化学科が鑑定した件数，及び亡子が鑑定した件数，緊急鑑定した件数がわかる公文書並びに平成○年○月から平成○年○月までの間，亡子が○○大学において研修することになった経緯がわかる公文書中の審査請求人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

条例において，個人情報とは「生存する個人に関する情報」とされており，死者に関する情報をこの条例の対象から外している。

また，条例第11条第1項には，実施機関に対する保有個人情報の開示請求権が規定され，開示請求ができるのは，自己を本人とする保有個人情報に限られる。

よって，本件開示請求については，審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求として受理したもので，対象公文書中には審査請求人の個人識別情報も亡子の情報でありながら審査請求人自身の情報とみなす個人情報も存在しなかったことから，不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第45号、同第46号、同第47号及び同第48号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 8 月24日	諮問を受けた。
10月18日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
10月26日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
12月21日	審査請求人から意見書を受理した。
平成24年 7 月25日	諮問の審議を行った。
10月24日	諮問の審議を行った。（審査請求人から意見を聴取）
11月29日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
平成25年 1 月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 死者に関する個人情報について

条例第2条第1項は、「この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定しており、死者に関する情報をこの条例の対象から外している。

ただし、死者に関する情報が遺族等に関する個人情報でもあるときには、遺族等の「本人」に関する個人情報になる場合もあることに留意すべきであるとされている。

イ 不存在について

実施機関は、特定した本件対象保有個人情報の中に、「審査請求人の個人識別情報」及び「亡子の情報でありながら審査請求人自身の個人情報でもあるとみなす情報」がなかったことから、本件対象保有個人情報は審査請求人の個人情報ではないとして不存在と判断し、不開示決定を行ったとしている。

一方、審査請求人は、本件対象保有個人情報の中に「審査請求人の個人識別情報」が含まれていないことは認めているが、本件対象保有個人情報は「亡子の情報ではあつても審査請求人の個人情報でもあると評価できる情報」なのであり、審査請求人自身の個人情報であると主張していることから、これら亡子の情報が、「審査請求人自身の個人情報でもある情報」に該当するかどうかについて検討する。

ウ 遺族等の「本人」に関する個人情報該当性について

(ア) 成人である亡子には配偶者及び子がなく、父親である審査請求人が一番身近な

親族である。

- (イ) 審査請求人が亡子の死後確認した亡子の日記には、所定の労働時間を大幅に超える超過勤務状態にあったことなどについて綴られていたとのことであり、そのような状況において、審査請求人が親として亡子の自殺の原因を知りたいと願うことは、社会通念上是認されることである。
- (ウ) 審査請求人は亡子の相続人であり、損害賠償請求権や慰謝料請求権を行使しうる法的地位にいると考えられ、亡子の死亡原因はこれらの請求権の存否にかかわるものである。
- (エ) 当審査会において、実施機関が特定した対象保有個人情報を見分したところ、亡子の健康や勤務に関する記録、亡子が〇〇大学に出向することとなった経緯などが記載されており、亡子の自殺の原因究明及び審査請求人が上記請求権を行使するために必要な範囲の情報であると考えられる。
- (オ) 各都道府県の個人情報保護条例を調査したところ、死者に関する情報の開示請求を遺族に認める明文の規定があるのは6条例であり、本件開示請求の事例を当てはめた場合は、6条例の全てにおいて父親に開示請求が認められる規定となっている。

以上の内容を総合的に勘案した結果、本件対象保有個人情報は、審査請求人自身の個人情報でもある情報であると認めることが適当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申意第9号

平成25年1月9日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿
(子ども福祉課扱い)

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 泉 健子

保有個人情報の利用・提供の制限の例外に関する諮問について (答申)

平成24年12月20日付け子福第336号であった下記の諮問について、提供の理由や必要性を審議した結果、諮問内容のとおり提供することは妥当であると判断します。

記

(諮問案件)

「臓器の移植に関する法律」に基づく児童からの臓器提供に係る児童相談所からの
情報提供